

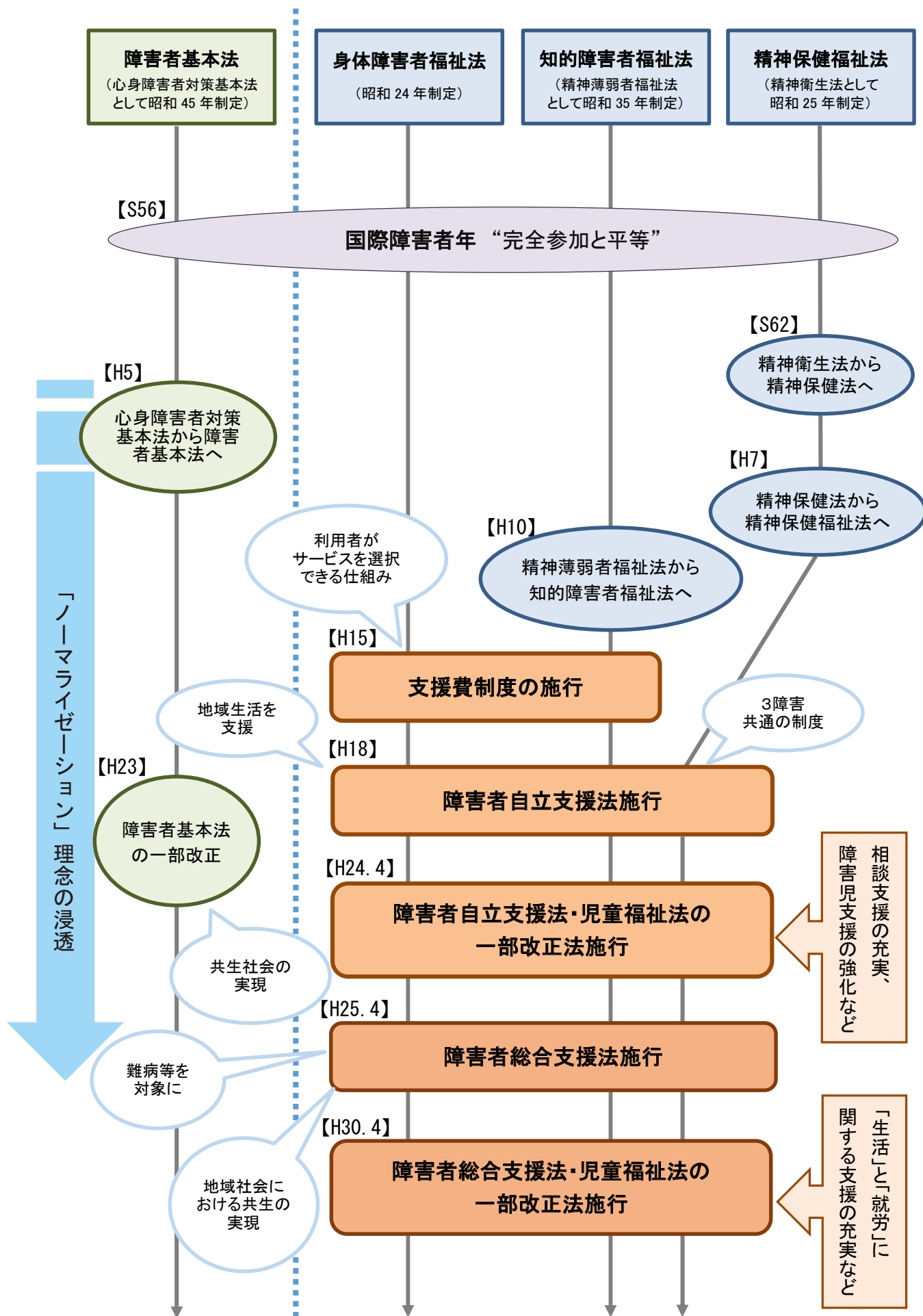
第2章 障害者施策の動向

障害者施策の動向

年 月	事 項 ・ 内 容
昭和 56 年	国際障害者年 ・ 国際連合が指定。これを契機に我が国の障害者施策が推進
昭和 57 年 3 月	「富山県障害者福祉計画」策定 ・ 前年の国際障害者年を契機に策定。障害者福祉の充実を目指す
平成 3 年 3 月	「新富山県民総合計画」策定 ・ 障害者の自立と社会参加の促進等を目標に各種施策を推進
平成 8 年 9 月	「富山県民福祉条例」制定 ・ ハード・ソフトの両面から「福祉社会とやま」の実現を目指す
平成 9 年 11 月	「とやま障害者自立共生プラン」策定 ・ 「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」を基本理念とし、施策を展開
平成 11 年 11 月	富山総合福祉会館（サンシップとやま）開設
平成 12 年 10 月	第 36 回全国身体障害者スポーツ大会「きらりんぴっく富山」を開催
平成 16 年 6 月	「新とやま障害者自立共生プラン」策定 ・ 障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現をめざす 「障害者基本法の一部を改正する法律」成立 ・ 差別禁止の理念の明示、都道府県及び市区町村における障害者計画策定の義務化 等
平成 16 年 12 月	「発達障害者支援法」成立 ・ 国や地方自治体の責務の明確化、学校教育での支援、就労支援 等
平成 17 年 10 月	「障害者自立支援法」成立（平成 18 年 10 月完全施行） ・ 障害種別や提供サービスの一元化、応益負担、就労支援の強化、支給決定の透明化 等
平成 18 年 6 月	「学校教育法等の一部を改正する法律」成立 ・ 障害種別を超えた特別支援学校への一本化、小中学校での障害児に対する教育 等 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）成立 ・ 移動等の円滑化のための施設管理者等が講ずべき措置 等
平成 19 年 9 月	日本が「障害者の権利に関する条約」に署名
平成 22 年 12 月	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」成立（障害者自立支援法や児童福祉法等の改正） ・ 障害の範囲を見直し（発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化） ・ 地域における自立した生活のための支援の充実 ・ 相談支援の充実（相談支援体制の強化、支給決定プロセスの見直し） ・ 障害児支援の強化（児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実） 等
平成 23 年 6 月	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」成立 (平成 24 年 10 月 1 日施行)
平成 23 年 7 月	「障害者基本法の一部を改正する法律」成立 ・ 障害者の定義の見直し（「社会モデル」の考え方） ・ 「差別の禁止」に関する条文の新設 等
平成 24 年 6 月	「国による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」成立 ・ 障害者就労施設等からの物品等の調達方針の作成及び実績の公表 等

年 月	事 項 ・ 内 容
平成 24 年 6 月	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」成立（題名：「障害者自立支援法」⇒障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法））
平成 25 年 6 月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」成立（平成 28 年 4 月 1 日施行） ・差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供 ・相談・紛争解決の体制整備、啓発活動 等
	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」成立（平成 28 年 4 月 1 日施行） ・雇用における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務 ・法定雇用率の算定基礎に精神障害者を追加（平成 30 年 4 月 1 日施行） 等
	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」成立 （平成 26 年 4 月 1 日施行） ・精神障害者の医療に関する指針の策定 等
平成 26 年 1 月	「障害者の権利に関する条約」批准
平成 26 年 3 月	富山県障害者計画（第 3 次）策定
平成 26 年 5 月	「難病の患者に対する医療等に関する法律」成立 ・難病に係る医療その他難病に関する施策の総合的推進のための基本的な方針を策定
平成 26 年 12 月	「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」成立 （平成 28 年 4 月 1 日施行） ・障害者差別解消ガイドラインの策定、相談体制や紛争解決体制の整備
平成 27 年 3 月	富山県障害福祉計画（第 4 期）策定
平成 28 年 5 月	「発達障害者支援法の一部を改正する法律」成立（平成 28 年 8 月 1 日施行） ・個別の支援計画の作成や就労定着に向けた支援など教育・就労の取組みの充実 等
	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」成立（一部を除き平成 30 年 4 月 1 日施行） ・新たなサービスの創設（自立生活援助、就労定着支援等）、障害児福祉計画策定の義務化 等
平成 30 年 3 月	富山県障害福祉計画（第 5 期）及び富山県障害児福祉計画（第 1 期）策定
	「富山県手話言語条例」成立（平成 30 年 4 月 1 日施行）
平成 31 年 3 月	富山県障害者計画（第 4 次）策定
令和 3 年 3 月	富山県障害福祉計画（第 6 期）及び富山県障害児福祉計画（第 2 期）策定
令和 3 年 5 月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」成立 （令和 6 年 4 月 1 日施行） ・民間事業者による合理的配慮の提供が努力義務から義務に改正 （本県の条例は制定当初から義務）
令和 3 年 6 月	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」成立（令和 3 年 9 月 18 日施行） ・国、地方公共団体、保育所設置者、学校の設置者等の責務の明確化 ・医療的ケア児支援センター等の設置
令和 4 年 5 月	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」成立 （令和 4 年 5 月 25 日施行） ・生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得可能とすること ・障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得可能とすること等
令和 6 年 3 月	富山県障害福祉計画（第 7 期）及び富山県障害児福祉計画（第 3 期）策定

障害保健福祉施策の歴史



I 障害を理由とする差別解消のための施策

すべての障害のある人が安心して暮らすことのできる社会を実現するため、平成 26 年 12 月に「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例（以下「条例」という。）を制定し、平成 28 年 4 月 1 日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）（以下「法」という。）とともに施行したところである。

県では、法や条例に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けて、相談や紛争解決の体制整備、周知啓発等を行っている。

1 富山県障害者差別解消ガイドラインの策定 [実施 平 27]

条例に基づき、「障害を理由とする差別（不利益な取扱い・合理的配慮の不提供）」について基本的な考え方や、障害のある人の日常生活や社会生活において特に配慮すべき事項を示すため策定。相談対応や紛争解決の際の判断基準ともなるもの。

2 職員対応要領の策定 [実施 平 27]

法に基づき、富山県知事部局、議会事務局及び行政委員会（教育委員会及び公安委員会を除く。）に属する職員（非常勤職員を含む。）が適切に対応するために必要な事項を規定。

※教育委員会及び公安委員会は、別途、それぞれ職員対応要領を策定。

3 相談体制の整備 [実施 平 28]

障害を理由とする差別に関する相談窓口として、地域相談員や広域専門相談員を設置。

・地域相談員 令和 6 年度末 1,505 名 ・広域専門相談員 相談室に 2 名配置

4 障害者差別解消に関する研修会等への講師派遣 [実施 平 28]

障害や障害のある人に対する理解を深めてもらうため、企業等で開催される社員研修等への講師派遣を実施。

・令和 6 年度派遣状況 計 13 回 受講者延べ 1,123 人

5 富山県障害のある人の相談に関する調整委員会の設置 [実施 平 27（県単）]

条例に基づき、障害を理由とする差別を解消するための施策に関する重要事項について調査審議するため、県の附属機関として設置。（平成 27 年 11 月 5 日）

6 障害者理解のための専用ウェブサイトの開設 [実施 平 26（県単）]

障害のある人が利用しやすく、障害のない人が障害や障害のある人に対する理解を深めるためのウェブサイト「スマイリータウンとやま」及び Facebook ページを開設。

・ウェブサイト「スマイリータウンとやま」（平成 27 年 7 月～令和 2 年 2 月）

・Facebook ページ「スマイリータウンとやま」（平成 27 年 7 月～）

7 ヘルプマーク及びヘルプカードの導入・普及 [実施 H30（県単）]

<ヘルプマーク>

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からは援助や配慮を必要としていることがわかりづらい人等が、周囲の人に支援を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」を、平成 30 年 7 月から導入。

・主な配付場所：県庁障害福祉課、各市町村障害福祉担当課、県厚生センター及び富山市保健所

障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいいきと輝く富山県づくり条例の概要

※ 平成26年12月17日成立・公布、平成28年4月1日施行、平成31年4月1日一部改正施行

目的

障害を理由とする差別解消について

①基本理念 ②県と県民の責務 ③県の施策の基本事項 を定める

すべての障害のある人が
安心して暮らすことのできる社会を実現

県及び県民の責務等

- 【 県 】 ① 差別解消施策の策定・実施 ② 市町村との連携・支援
【 県民 】 ① 障害のある人に対する理解 ② 県や市町村の施策への協力

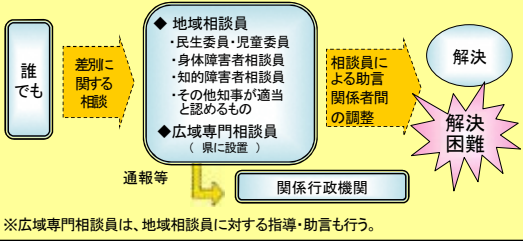
障害を理由とする差別の禁止

- 何人も、障害を理由とする**不利益な取扱い**をしてはならない
 - 何人も、**過重な負担でない範囲で、合理的な配慮をしなければならない**
- ※ 県は、分野毎に特に配慮すべき事項を定める

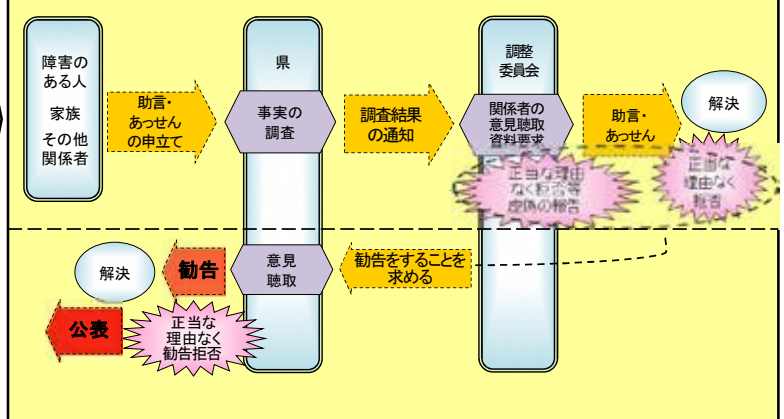
差別の禁止と合理的配慮は
条例により義務化

「富山県障害者差別解消ガイドライン」

相談体制



紛争解決の体制



障害のある人の相談に関する調整委員会の設置

- 【 構成員 】 障害のある人、福祉、医療、雇用、教育、その他障害のある人の権利擁護に関する有識者
【 役割 】 ① 助言・あっせん、知事による勧告の要請 ② 差別解消施策に関する重要事項の審議

協議会の設置

- 【 構成員 】 県、県民、事業者、市町村、学識経験者等
【 役割 】 差別解消のための取組みに関する協議や情報交換等

普及啓発等

- 障害や障害のある人に関する知識の普及啓発
- 障害のある人と障害のない人との交流の機会の提供等
- 学校において、障害や障害のある人に関する正しい知識を持つための教育の推進

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要

障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止	第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。	第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
------------------------------------	--	---	---

具体化

I. 差別を解消するための措置

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務

法的義務

具体的な対応

R6.4～義務化

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）

- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定 ※
 - 事業者 ⇒ 事業分野別の指針（ガイドライン）を策定 ※
- ※ 地方の策定は努力義務

実効性の確保

- 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

施行日：平成28年4月1日

・令和6年度配付数 1,611 個（令和5年度：1,448 個）

<ヘルプカード>

障害特性や必要とする支援の内容、緊急連絡先などを予め記載し、普段から身に付けておくことで、緊急時や災害時、困った際に、周りの方に支援を求めるきっかけをつくるカードであり、令和5年4月から県ホームページで様式を掲載。

8 普及啓発活動

(1) 「障害者週間」キャンペーン [実施 昭56(国1/2 県1/2)]

障害のある人と障害に対する県民の正しい理解の促進を図るため、「障害者週間」（12月3日～9日）の啓発活動として、キャンペーン（啓発物品の配布）を展開している。

(2) 心の輪を広げる体験作文及び障害者週間のポスター募集事業 [実施 平3(国1/2 県1/2)]

障害のある人となない人との相互理解の促進を図るため、心のふれあいをテーマにした「心の輪を広げる体験作文」並びに「障害者週間のポスター」を募集している。また、作品については、審査のうえ、最優秀・優秀作品を選定している。

令和6年度応募及び受賞状況

(単位：点)

区 分	応募総数	最優秀賞	優秀賞
体験作文	101 (4)	3	4
ポスター	11 (0)	1	2

注：（ ）内は障害者の応募作品で内数

Ⅱ 障害者総合支援法等の概要

1 障害者総合支援法制定の経緯

障害福祉サービスについては、ノーマライゼーションの理念の下、障害者の自己決定を尊重し、サービス事業者との対等な関係を確立するため、行政がサービスの提供の可否や種類等を決定する従来の仕組み（いわゆる措置制度）を改め、2003（平成15）年度に、利用者が自らサービスを選択し、事業者と直接に契約する新しい利用制度である支援費制度に移行した。

支援費制度の施行により、新たにサービス利用者が増えるなど、障害者が地域生活を進める上での支援が大きく前進したが、その一方で、新たな利用者の急増に伴うサービス費用の増大、サービス量などの決定に関する全国共通のルールがなかったことによるサービス水準についての地域格差、精神障害者の福祉サービスが支援費制度の対象となっていなかったことによる障害種別間の格差といった、制度面での様々な問題が生じることとなった。

このような状況の中、障害者が地域で自立して暮らせるようにするという支援費制度の理念を継承しつつ、支援費制度が抱える諸々の課題を解決するため、2006（平成18）年度から、「障害者自立支援法」（現在の障害者総合支援法）がスタートした。

2 近年の障害者制度改革の動向

障害者自立支援法をはじめとする障害者施策の更なる充実を図るため、2009（平成21）年12月に、内閣府に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、障害者や障害者団体等から構成される「障がい者制度改革推進会議」により、障害者に係る制度の改革について検討されてきた。

2010（平成22）年12月に障害者自立支援法及び児童福祉法が改正され、応能負担を原則とする利用者負担の見直し、発達障害の法の対象への追加、相談支援の充実等が行われるとともに、障害児支援については、児童福祉法を基本とすることとされ、放課後等デイサービスなど身近な地域での支援が充実された。

さらに、2012（平成24）年の障害者自立支援法の改正では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」への名称変更、難病等の法の対象への追加、地域社会における共生の実現に向けての障害者に対する支援の充実等が行われるとともに、高齢障害者等に対する支援の在り方など5項目にわたる法施行後3年を目処とする検討規定が設けられた。

この検討規定に基づく社会保障審議会（障害者部会）での議論を踏まえ、2016（平成28）年5月に法改正が行われ、障害者が望む地域生活への支援の充実のため、自立生活や就労定着に関する新たなサービスの創設、高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担額の軽減措置等が盛り込まれるとともに、多様化する障害児支援のニーズへの対応のため、居宅訪問型の発達支援サービスの創設等に加え、医療的ケア児への対応のための自治体における保健・医療・福祉等の連携促進も規定され、一部を除き2018（平成30）年4月施行。

3 障害者総合支援法の目的

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

4 対象者

障害者：①～④のうち、18歳以上である者

- ① 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者（身体障害者手帳の交付を受けた者）
- ② 知的障害者福祉法にいう知的障害者
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）

なお、高次脳機能障害については、精神障害者であることが確認された場合に対象となる。

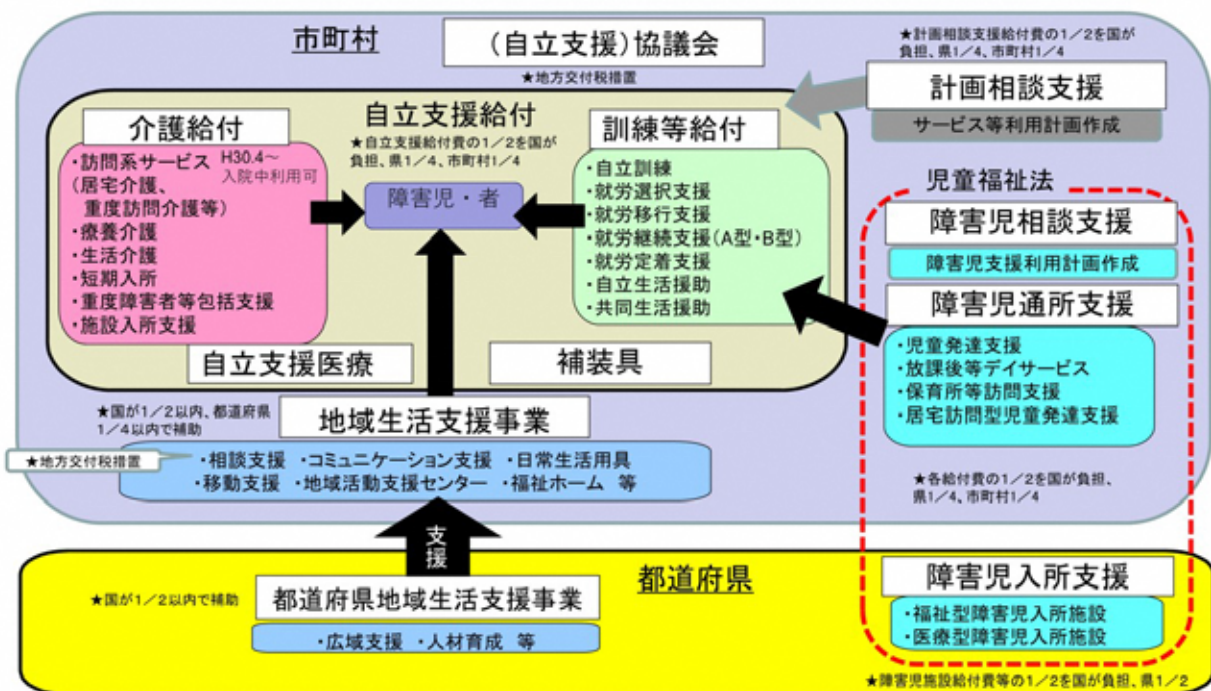
- ④ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者

障害児：児童福祉法第4条第2項に規定する障害児

5 障害福祉サービスの体系

障害福祉サービス等は、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別される。

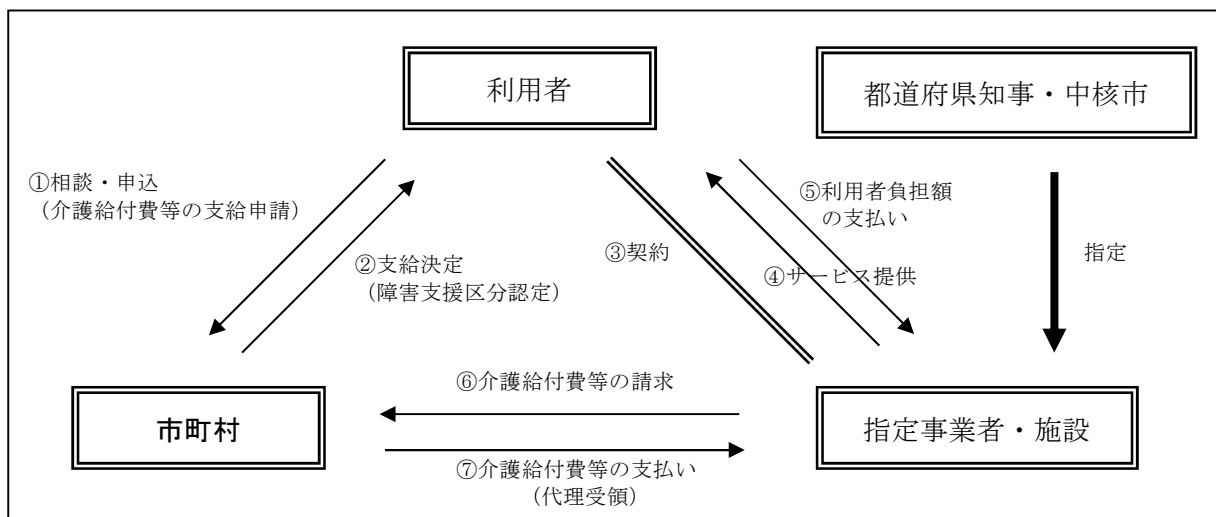
児童福祉法・障害者総合支援法に基づく 障害児支援・障害福祉サービスの体系



【指定障害福祉サービスの種類と内容】

介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等の実施	訪 問 系 サ ー ビ ス
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であつて常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に実施	
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援の実施	
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援の実施	
	重度障害者等包括支援	介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に実施	
介 護 給 付	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等の実施	日 中 活 動 系 サ ー ビ ス
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話の実施	
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供	
介 護 給 付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等の実施	サ ー 居 住 系 ビ ス
訓 練 等 給 付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練の実施	日 中 活 動 系 サ ー ビ ス
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の実施	
	就労継続支援 (A型=雇用型) (B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練の実施	
	就労定着支援	福祉施設から一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題解決のための連絡調整や指導、助言の実施	
介 護 給 付	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うための、定期的な居宅訪問や随時の対応による支援の実施	サ ー 居 住 系 ビ ス
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等や、相談や日常生活上の援助の実施	

【障害福祉サービス利用の仕組み】



- ① 障害福祉サービスの利用を希望する者は、市町村に介護給付費等の支給申請を行う。
 ※平成 24 年 4 月から、計画相談支援の対象が原則として障害福祉サービスを利用するすべての障害者及び障害児（障害児は入所利用は除く）へと拡大された。
 → 市町村は、申請者にサービス等利用計画案の提出を依頼。
 申請者は、指定特定相談支援事業者とサービス利用の契約を結び、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案を市町村に提出。
- ② 市町村は、介護給付費等の支給を行うことが適当であると認めるときは、支給決定を行う。
- ③ 利用者は、県（事業者が富山市に所在する場合は富山市）の指定を受けた事業者・施設や市町村が認めた事業者の中から選んで、サービス利用の契約を結ぶ。
- ④ 指定事業者・施設は、契約に基づき、利用者にサービスを提供する。
- ⑤ 利用者は、家計の負担能力等を踏まえ、サービス料の 1 割を限度とする利用者負担額と実費を支払う。
 （所得等に応じて負担軽減措置あり）
- ⑥ 指定事業者・施設は、サービス提供に要した費用から利用者負担額を控除した額を介護給付費等として、市町村に請求する。
- ⑦ 市町村は、請求内容を審査したうえで、指定事業者・施設に対して介護給付費等を支払う。

【利用者負担について】

障害者自立支援法の施行時は、サービス料については 1 割負担（定率負担）が原則だったが、平成 22 年の法改正で、応能負担を原則とすることとされ、平成 24 年 4 月から施行されている。

サービス料については、所得に応じて次の 4 区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じない。

平成 22 年 4 月からは、低所得者（市町村民税非課税世帯）の障害者等について、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担が無料となっている。

なお、このほか、食費・光熱水費・日用品費等の実費については、利用者が負担する。

(障害者の場合)

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低 所 得	市町村民税非課税世帯	0 円
一 般 1	市町村民税課税世帯 (所得割 16 万円未満) ※入所施設、グループホーム利用の場合は「一般 2」となる	9,300 円
一 般 2	上記以外	37,200 円

(障害児の場合)

区 分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0 円
低 所 得	市町村民税非課税世帯		0 円
一 般 1	市町村民税課税世帯 (所得割 28 万円未満)	居宅・通所サービス利用の場合	4,600 円
		入所施設利用の場合	9,300 円
一 般 2	上記以外		37,200 円

○ 所得を判断する際の世帯の範囲

18 歳以上の障害者（施設に入所する 18、19 歳を除く）の場合は、障害のある方とその配偶者となる。

障害児（施設に入所する 18、19 歳を含む）の場合は、保護者の属する住民基本台帳での世帯をもとに判断する。

○ 医療型個別減免

医療型施設に入所する場合や療護介護を利用する場合は、個別減免措置がある。

(20 歳以上の入所者の場合)

低所得者は、少なくとも 25,000 円が手元に残るように、利用者負担額が減免される。

○ 世帯での合算額が基準額を上回る場合の高額障害福祉サービス等給付費の支給

障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給される（償還払いの方法による）。

○ 食費等実費負担における減免措置

(20 歳以上の入所者の場合)

低所得者に対する給付は、費用の基準額を 55,000 円として設定し、実費負担をしても、少なくとも手元に 25,000 円が残るよう補足給付がなされる。

(通所施設の場合)

通所施設等では、食材料費のみの負担となるため、実際にかかる額のおおよそ 3 分の 1 の負担となる。

○ グループホーム居住者の家賃補助（平成 23 年 10 月 1 日から）

低所得者に係る家賃の実費負担を軽減するため、月 1 万円（家賃の額が 1 万円を下回る場合は、当該家賃の額）の補足給付がなされる。

○生活保護への移行防止策

負担軽減策を講じても、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで自己負担の負担上限月額や食費等実費負担が引き下げられる。

【支給決定プロセスの見直し】（平成 24 年 4 月 1 日から）

平成 24 年 4 月から、支給決定プロセスの見直しにより、計画相談支援の対象が原則として障害福祉サービスを利用するすべての障害者及び障害児（障害児は入所利用は除く）へと拡大された（平成 26 年度までに順次拡大）。

事業名	内 容		事業者
計画相談支援	サービス利用支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行う。	指定特定相談支援事業者
	継続サービス利用支援	支給決定されたサービス等の利用状況のモニタリングを行い、サービス事業者等との連絡調整を行う。	
地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う。	指定一般相談支援事業者
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行う。	
障害児相談支援	障害児支援利用援助	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行う。	指定障害児相談支援事業者
	継続障害児支援利用援助	支給決定されたサービス等の利用状況のモニタリングを行い、サービス事業者等との連絡調整を行う。	

※障害児の入所サービス利用は、専門的な判断を行う必要があるため児童相談所で行う。

○ 計画相談支援の対象者の拡大

平成 24 年 3 月まで

- ① 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
- ② 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
- ③ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者

平成 24 年 4 月から

- ① 障害者総合支援法の計画相談支援の対象者
 - ・ 障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者
 - ・ 障害福祉サービスを利用するすべての障害児
- ※介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を利用する場合については、市町村が介護保険制度の居宅サービス計画（ケアプラン）で足りると判断する場合は、サービス等利用計画の作成を求めないことも可。

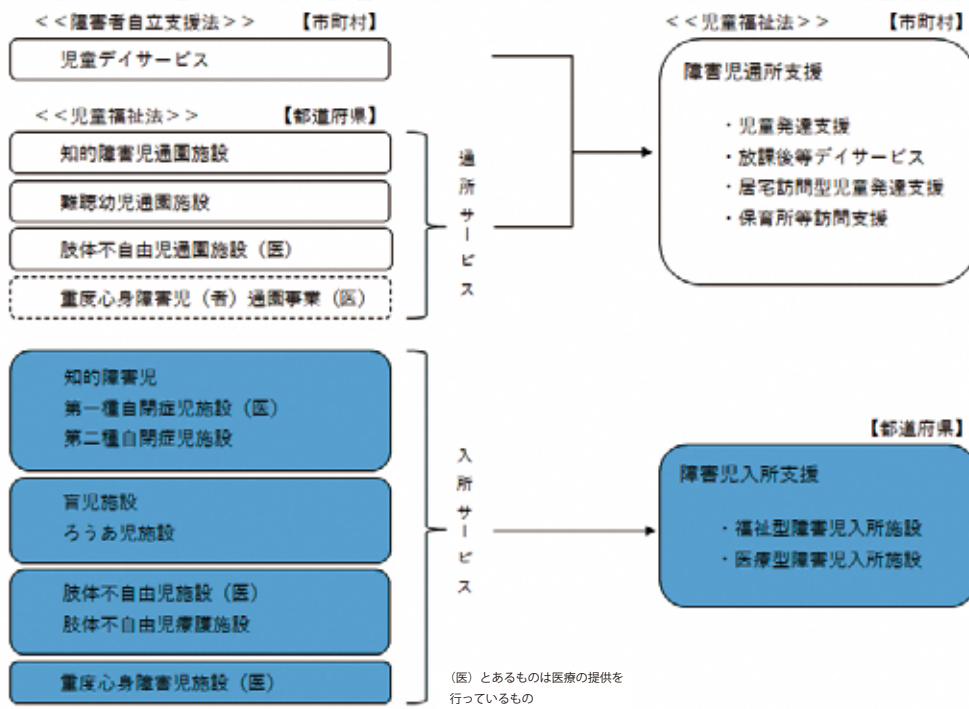
② 児童福祉法の障害児相談支援の対象者

- ・障害児通所支援を利用するすべての障害児

※対象拡大に当たっては相談支援の提供体制の整備が必要となるため、平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までにすべての対象者について実施。この場合、新規利用者、現行のサービス利用計画作成費の対象者、施設入所者、その他市町村長が必要と認める者を優先して拡大。

【児童福祉法に基づく障害児支援について】

児童福祉法が改正され、平成24年4月1日より、以下のとおり障害児支援の体系が変更されている。平成30年4月1日には、重度の障害等の状態にある障害児に対する支援である居宅訪問型児童発達支援が新設された。また、令和6年4月1日に、児童発達支援の福祉型・医療型の類型が一元化された。



通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う
	放課後等デイサービス	就学中の障害児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う
	居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児に、その施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う
入所支援	福祉型障害児入所支援	障害のある児童（知的障害児等）を入所させて保護し、日常生活の指導や自立に必要な知識技能の付与を行う
	医療型障害児入所支援	障害のある児童（肢体不自由児、重症心身障害児）を入所させて保護し、治療を行うとともに、日常生活の指導や自立のための知識技能の付与を行う
相談支援	障害児相談支援	障害児通所支援等の申請時及び支給決定時に、利用する障害児通所支援等の種類や内容等を定めた障害児支援利用計画案及び、障害児支援利用計画を作成する 支給決定後、モニタリング期間ごとに障害児支援利用計画の見直しを行う

【障害児を対象としたサービスの利用】

障害児を対象としたサービスは、これまで、施設入所等は児童福祉法、児童デイサービス等の事業関係は障害者自立支援法、重症心身障害児（者）通園事業は予算事業として実施されてきたが、平成 24 年 4 月より児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編された。

- 障害児通所支援の利用
 - ・ 障害児通所支援を利用する保護者は、市町村に支給申請を行い、障害児支援利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結ぶ。
- 障害児入所支援の利用
 - ・ 障害児入所支援を利用する場合は、都道府県（児童相談所）に支給申請を行い、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結ぶ。

【地域生活支援事業】

	事業名	内容
市 町 村 事 業	相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助の実施。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築の実施
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などの実施
	日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与の実施
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援の実施
	地域活動支援センター	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る
	その他の事業	市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業の実施 例：福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加支援 等
	地域生活支援促進事業	地域の政策的な課題に対応する事業の実施 例：権利擁護支援（障害者虐待防止対策支援事業 等）
都 道 府 県 事 業	専門性の高い相談支援事業	発達障害、高次脳機能障害など専門性の高い障害や障害者の就労支援について、相談に応じ、必要な情報提供等の実施
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者の養成研修の実施
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、市町村での実施が困難な派遣等を実施

	事業名	内容
都 道 府 県 事 業	広域的な支援事業	精神障害者地域生活支援広域調整等事業など市町村域を超えて広域的な支援が必要な事業の実施
	その他の事業 (研修事業を含む)	都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業の実施 例：レクリエーション活動（障害者スポーツ）等支援、芸術文化活動の振興、盲人ホームの運営、サービス管理責任者や相談支援従事者等への研修事業等の実施
	地域生活支援促進事業	地域の政策的な課題に対応する事業の実施 例：権利擁護支援（障害者虐待防止対策支援事業 等） 発達障害者支援 障害者就業・生活支援センター事業 工賃向上計画支援等事業 強度行動障害支援者養成研修事業 身体障害者補助犬育成促進事業 「心のバリアフリー」推進事業 障害者 ICT サポート総合推進事業 特別促進事業 等

【児童虐待防止対策等総合支援事業】

障害児を対象とした事業は、これまで、厚生労働省の地域生活支援事業又は地域生活支援促進事業で行われていたが、令和5年4月よりこども家庭庁の児童虐待防止対策等総合支援事業に再編された。

事業名	内容 (実施主体)
児童虐待防止対策等総合支援事業	地域における児童虐待防止対策等の一層の普及促進を図ることを目的として実施 例：地域障害児支援体制強化事業 (都道府県及び市町村) 医療的ケア児等総合支援事業 (都道府県及び市町村) 聴覚障害児支援中核機能強化事業 (都道府県、指定都市及び中核市) 障害児安全安心対策事業 等 (都道府県、指定都市及び中核市)

Ⅲ 障害者総合支援法に基づく施策の推進

1 自立支援給付

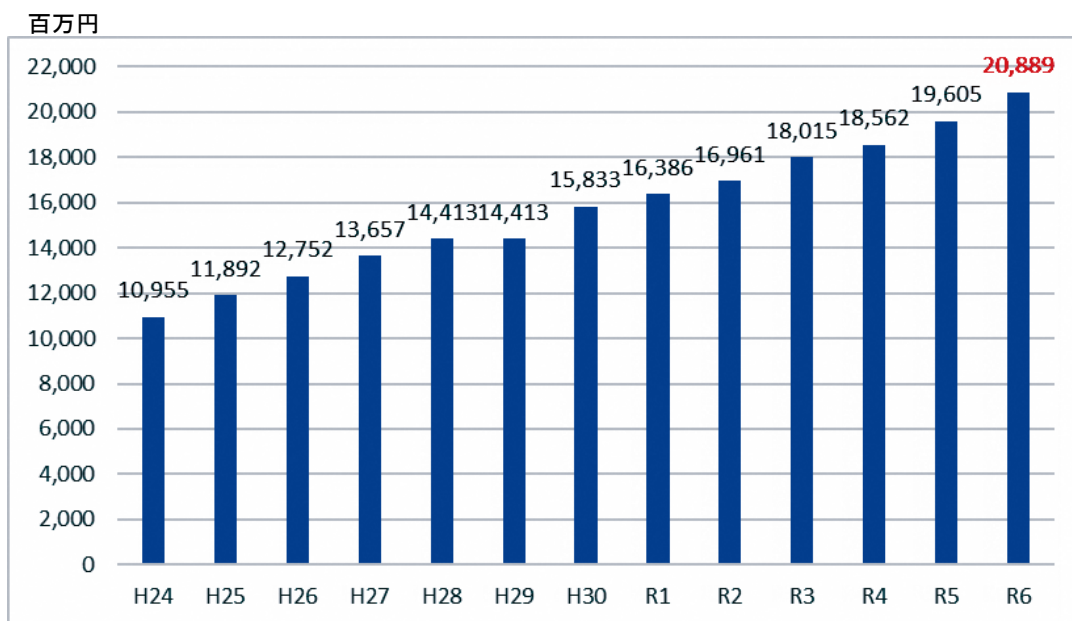
(1) 介護給付費等

ア 介護給付・訓練等給付費 [実施 平 18. 4. 1～(国 1/2 県 1/4 市町村 1/4)(直接負担)]

・実施主体 市町村

サービスに係る経費は「介護給付・訓練等給付費」として、市町村から利用者に支給する(施設・事業者が代理受領)。

【富山県の自立支援給付費(介護給付・訓練等給付費)の推移】



【利用者負担の軽減の経緯】

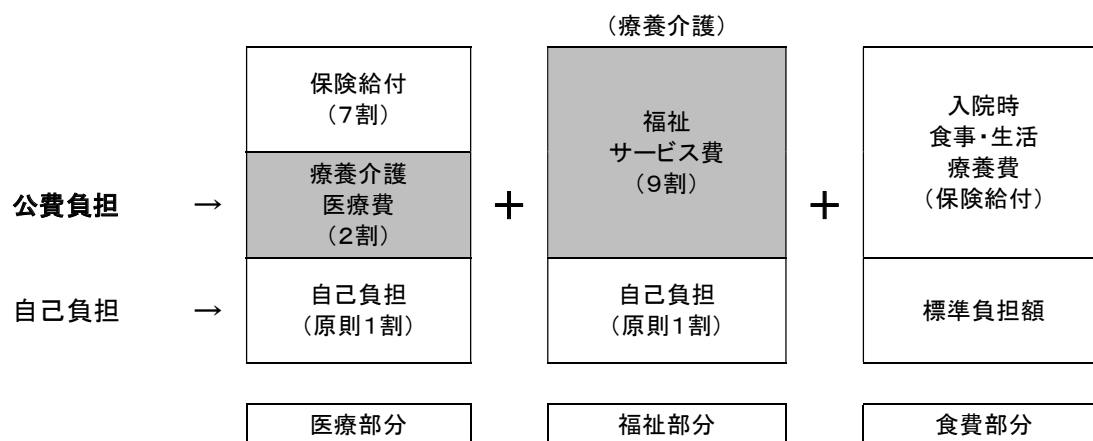
- ・平成 19 年 4 月 低所得の在宅サービス利用者、障害児を抱える世帯の利用者負担を軽減(負担上限額の 1/4)
- ・平成 20 年 7 月
 - ① 低所得世帯を中心とした利用者負担の軽減【障害者・障害児】
負担上限額を 1/4 から、1/2 程度に軽減
 - ② 軽減対象となる課税世帯の範囲の拡大【障害児】
年収 600 万円程度(市町村民税所得割 16 万円未満)から、年収 890 万円程度(市町村民税所得割 28 万円未満)まで拡大
→これにより、障害児を抱える世帯の約 8 割が軽減措置の対象
 - ③ 世帯の範囲の見直し【障害者】
住民票上の世帯全体の所得によって判断していた負担上限額については、「個人単位」を基本とし、本人及び配偶者のみの所得で判断
- ・平成 21 年 7 月
 - ① 軽減措置を適用するために必要な資産要件の撤廃
 - ② 心身障害児扶養共済年金について、個別減免時の収入認定から除外
- ・平成 22 年 4 月 低所得(市町村民税非課税)の障害者等につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料化
- ・平成 24 年 4 月 補装具費に係る利用者負担を障害福祉サービスの負担額等と合算し、高額障害者福祉サービス費による軽減措置の実施

イ 療養介護医療費 [実施 平 18.10.1～ 市町村 (国 1/2 県 1/4 市町村 1/4)]

医療的な支援が必要な障害のある人であって常に介護を要する者が「療養介護」の給付を受けた場合、生活の場は医療機関となり、提供されるサービスのうち、医療に係る部分の医療費を療養介護医療費として支給するもの。

○「療養介護（医療）」の対象者

- ・ 区分 6 に該当し、ALS 患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
- ・ 区分 5 以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者



ウ 計画相談支援給付費 [実施 平 18. 4. 1～ (国 1/2 県 1/4 市町村 1/4)]

サービスが適切に組み合わせられ、計画的に利用できるよう指定特定相談支援事業者が行うサービス等利用計画作成に対して支給する。(代理受領)

- ・ 実施主体 市町村
- ・ 対象者
 - ・ 障害者総合支援法の計画相談支援の対象者
 - ・ 障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者
 - ・ 障害福祉サービスを利用するすべての障害児

※介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を利用する場合には、市町村が介護保険制度の居宅サービス計画（ケアプラン）で足りると判断する場合は、サービス等利用計画の作成を求めないことも可。

エ 地域相談支援給付費 [実施 平 24. 4. 1～ (国 1/2 県 1/4 市町村 1/4)]

地域における生活に移行又は定着できるよう、指定一般相談支援事業者が行う相談や支援等に対して支給する。(代理受領)

- ・ 実施主体 市町村

○ 地域移行支援

- ・ 対象者

① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者

※児童福祉施設に入所する 18 歳以上の者、障害者支援施設等に入所する 15 歳以上の障害者みなしの者も対象。

② 精神科病院に入院している精神障害者

※申請者が精神科病院に入院する精神障害者の場合については、長期に入院していることから、地域移行に向けた支援の必要性が相対的に高いと見込まれる直近の入院期間が1年以上の者を中心に対象とすることとするが、直近の入院期間が1年未満である者であっても、例えば、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者についても対象。

※地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

③ 救護施設又は更生施設に入所している障害者

④ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者

※保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障害者（「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について（通達）」（平成21年4月17日法務省保観第244号。法務省矯正局長、保護局長連名通知。）に基づき、特別調整対象者に選定された障害者をいう。）のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービス体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど、指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者を対象とする。

⑤ 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者

○ 地域定着支援

・対象者

① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者

② 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者

なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者も含む。

※共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等は、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。

※上記①又は②の者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては、保護観察所と連携すること。

オ 補装具費 〔実施 昭25.4.1～（国1/2 県1/4 市町村1/4）〕

障害のある人、難病患者（告示に定める疾病に限る）等に対し、日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ることや、障害のある児童が将来、社会人として自立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具として義肢、車いす等の補装具に係る補装具費を支給するもの。

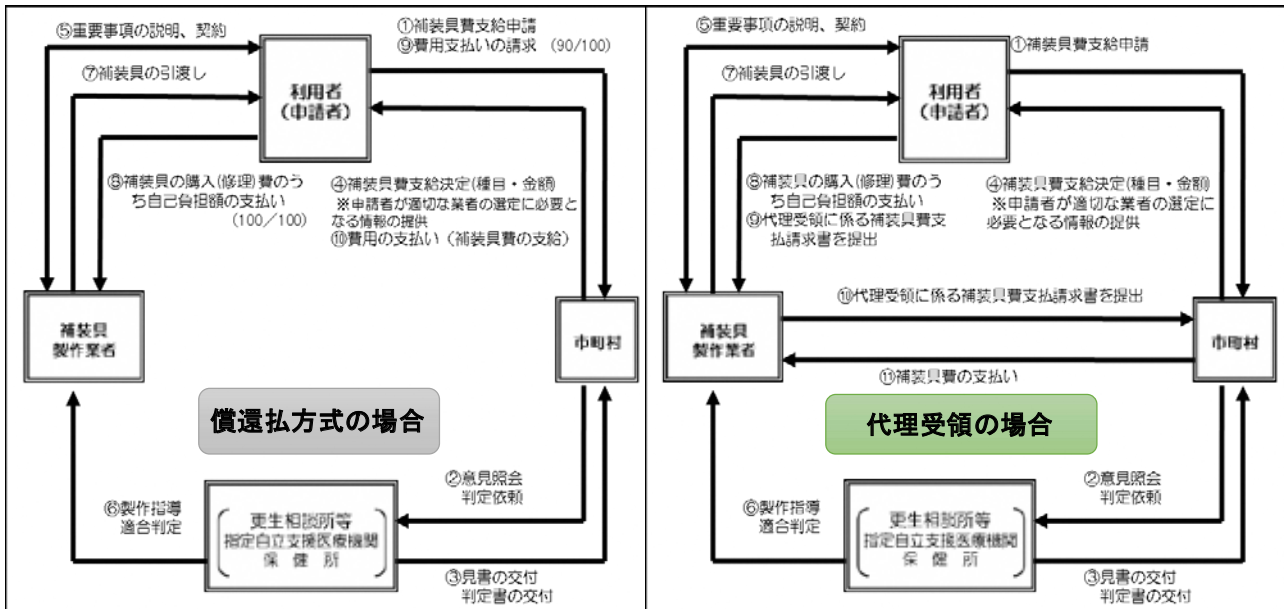
・実施主体 市町村

【補装具費の支給】

○ これまでの現物支給から、補装具費の支給へと変わっている。利用者負担については平成24年4月から所得等に配慮した負担となるとともに、障害福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等に関わる利用者負担と補装具に係る利用者負担を合算したうえで、利用者負担の軽減が図られるようになっている。

平成 30 年 4 月からは、「購入」を基本とする原則は維持した上で、成長に伴って短期間での交換が必要となる障害のある児童など、「貸与」より「貸与」の方が利用者の便宜を図ることが可能な場合があることから、「貸与」が適切であると考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象として支給範囲が拡大された。

○ 支給決定は、障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき、市町村が行う。



【補装具費支給制度の利用者負担】

補装具費支給制度の利用者負担は、所得等に配慮した負担となっており、世帯の所得に応じて次の区分の負担上限月額が設定されている。また、障害福祉サービスの負担額等と合算され、高額障害福祉サービス費による軽減措置の対象となる。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯	0 円
一般	市町村民税課税世帯	37,200 円

- 所得を判断する際の世帯の範囲は、18 歳以上の障害者は、障害のある方とその配偶者、障害児の場合は、保護者の属する住民基本台帳での世帯。
- 負担軽減措置を講じても、自己負担をすることにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで自己負担の負担上限月額を引き下げる。
- 世帯の中に市町村民税所得割額が 46 万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象外となる。なお、令和 6 年 4 月から、障害児については所得制限が撤廃されたため、すべての障害児について補装具費の支給対象となった。

(2) 自立支援医療費 [実施 平 18. 4. 1 ~ (国 1/2 県 1/4 市町村 1/4)]

障害のある人等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療。

区 分	精神通院医療	更生医療	育成医療
対象疾患	精神疾患 (統合失調症等)	視覚、聴覚、肢体不自由、 内部等の障害	視覚、聴覚、肢体不自由、 内部等の障害
対象年齢	全年齢	18 歳以上	18 歳未満

【利用者負担について】

利用者負担が過大なものとならないよう、所得に応じてひと月当たりの負担額を設定（これに満たない場合は1割）。なお、一定の負担能力があっても、費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならぬ（重度かつ継続）者、育成医療の中間所得層については、更に軽減措置を実施（令和9年3月31日までの経過的特例）。また、入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）については原則自己負担。

生活保護世帯	一定所得以下		中間所得層		一定所得以上
	市町村民税 非課税本人収入 ≤80.9万	市町村民税 非課税本人収入 >80.9万	0<市町村民税 <3.3万 (所得割)	3.3万<市町村民税 <23.5万 (所得割)	23.5万≤市町村民税 (所得割)
生活保護 負担0円	低所得1 負担上限額 2,500円	低所得2 負担上限額 5,000円	中間所得層 負担上限額：医療保険の自己負担限度額		一定所得以上 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合 ・負担限度額)
			育成医療の経過措置		
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	
			重 度 かつ 継 続 (※)		
			中間所得層 1 負担上限額 5,000円	中間所得層 2 負担上限額 10,000円	一定所得以上(経過措置) 負担上限額 20,000円

※重度かつ継続の範囲

○疾病、症状等から対象となる者

<精神>① 統合失調症・躁うつ病・うつ病・てんかん・認知症等の脳機能障害・薬物関連障害（依存症等）の者
② 精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者

<更生・育成> 腎臓機能・小腸機能・免疫機能障害・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）・肝臓の機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）の者

○疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者：医療保険の多数該当の者

自立支援医療費【更生医療分】

従来までの育成医療・更生医療・精神通院医療は各法律の規定に基づき行われてきたが、「自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）」に統合され、支給決定の手続きや利用者負担の仕組みが共通化された。

・実施主体 更生医療・育成医療：市町村

精神通院医療：県

・補助率 更生医療・育成医療：国1/2、県1/4、市町村（中核市含む）1/4

精神通院医療：国1/2、県1/2

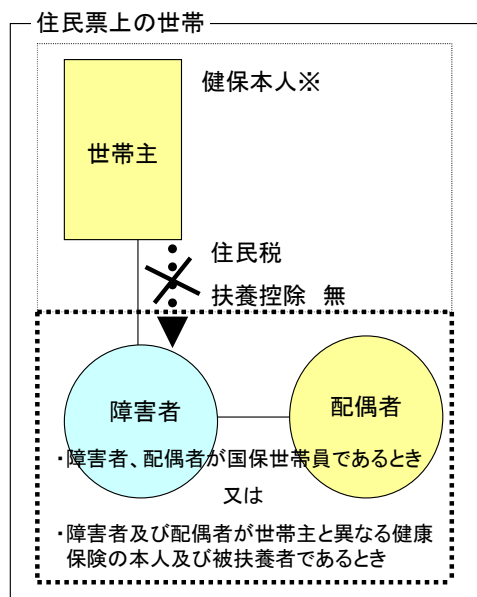
※受診者と同じ医療保険に加入する者をもって、生計を一にする「世帯」として取扱う。

なお、育成医療については、地域主権改革一括法の公布により、平成25年4月から実施主体が市町村となった。

(参考) 世帯の範囲

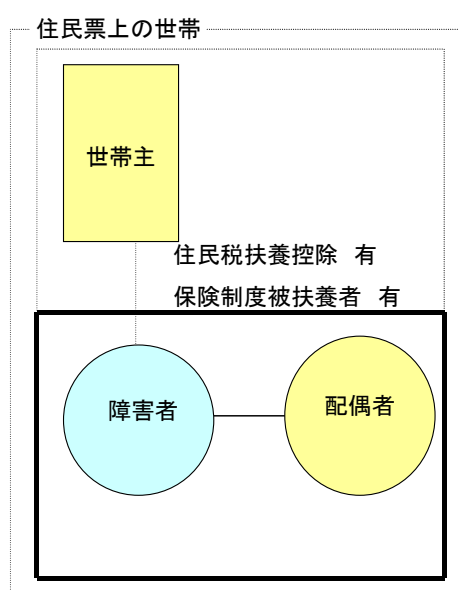
【福祉サービス、補装具費】

(～平成 20 年 6 月)



住民票上の世帯全体の所得

(平成 20 年 7 月～)



本人と配偶者のみの所得

(特例 ①住民税の扶養控除を受けない、②保険制度の被扶養者でない)

【自立支援医療】※「世帯」の範囲：医療保険単位（従来どおり）

	(世帯)	(受診者)	(所得勘案)
<事例 1 >			
A：後期高齢者医療制度の被保険者	単独	A	A
B：国民健康保険の被保険者	BC 同一	B	B+C
C：国民健康保険の被保険者	BC 同一	B	B+C
<事例 2 >			
A：後期高齢者医療制度の被保険者	単独	A	A
B：被用者保険の被扶養者	BC 同一	B	C
C：被用者保険の被保険者	BC 同一	C	C

※障害者の補装具費の世帯の範囲については、福祉サービスと同様、本人と配偶者のみの所得で判断する。

令和 6 年度更生医療給付決定状況（中核市分を含む。）

レセプト件数				計	県費負担額
入院	入院外	訪問看護	計		
701	4,189	2	4,892		96,394 千円

2 障害者総合支援法の円滑な施行に係る事務

(1) 障害支援区分認定等事務費 [実施 平17年～(国1/2 市町村1/2)] (国直接補助)

支給決定等の円滑な実施を図るため、市町村に対する事務費の補助が行われるもの。

- 障害支援区分の認定調査（指定相談支援事業者への委託費を含む。）
- 医師意見書作成（意見書作成料 等）
- 市町村審査会の運営（委員報酬、開催経費 等）

この他、施行事務支援として、支給決定等システム改修経費、新制度理解促進のための普及広報経費等の経費についても補助対象となる。（障害保健福祉推進事業：国1/2、市町村1/2）

(2) 不服審査会の運営 [実施 平19年～(国1/2 県1/2)]

障害支援区分認定や支給決定について不服のある場合に審査請求する機関として、「障害者介護給付費等不服審査会」を運営するもの。

(3) 障害福祉計画の策定

障害者総合支援法において、都道府県は「都道府県障害福祉計画」の策定、市町村は「市町村障害福祉計画」の策定が義務づけられている。

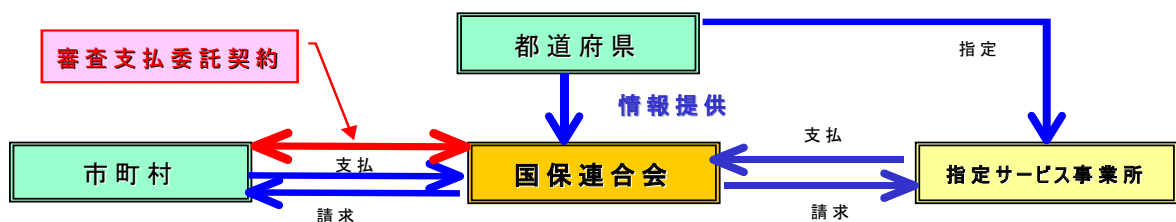
また、平成28年に施行された改正児童福祉法により、県及び市町村に「障害児福祉計画」の策定が義務づけられた。

（障害福祉計画及び障害児福祉計画：障害福祉サービス等の必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めた計画）

- ・ 第1期障害福祉計画（計画期間：平成18年度～20年度）
- ・ 第2期障害福祉計画（計画期間：平成21年度～23年度）
- ・ 第3期障害福祉計画（計画期間：平成24年度～26年度）
- ・ 第4期障害福祉計画（計画期間：平成27年度～29年度）
- ・ 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画（計画期間：平成30年度～令和2年度）
- ・ 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）
- ・ 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）

(4) 障害者自立支援給付支払等システムの導入（国保連合会への委託） [実施 平19.10～]

障害福祉サービス費について、市町村の支払事務の効率化と平準化を図るため、介護保険制度に倣い、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という）に支払事務への委託を行う。



3 地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、地域の実情に応じて柔軟に実施されることにより効率的・効果的に実施できる事業が、平成 18 年 10 月から「地域生活支援事業」として法定化された。

このことを踏まえ、既存の下記の事業等についても平成 18 年 4 月から既存の国庫補助事業が廃止され、統合補助金として「障害者地域生活推進事業（4 月～9 月）」が創設された。

（事業内容、事業主体等については概ね現行どおり）

- 障害者自立支援・社会参加総合推進事業
- 日常生活用具給付事業
- 福祉ホーム
- 知的障害者生活支援事業（生活支援ワーカー）
- 障害者就業・生活支援センター
- 発達障害者支援センター
- ヘルパー研修 等

また、平成 18 年 10 月からは、法に基づき上記の事業に下記の事業等を加え、「地域生活支援事業（11 月～）」として実施された。（事業内容、実施主体等について変更あり）

- 移動支援
- 地域活動支援センター（デイサービス・小規模作業所の一部等の移行）

上記のうち、市町村が実施主体である事業の中には、これまで市と町村とで補助割合が異なる事業も含まれていたが、平成 18 年 4 月以降は、全て以下の補助割合となった。

国 1/2、県 1/4、市町村 1/4（大都市特例なし）

【地域生活支援事業の法定化】

障害者総合支援法第 77 条において、市町村（指定都市、中核市、特別区を含む。都道府県が市町村必須事業を代行可）、また、第 78 条において、都道府県（指定都市、中核市に委託可能）が実施主体であり、それぞれ事業の全部又は一部を団体等に委託又は補助が可能と明記されている。

◎ 市町村の地域生活支援事業（法第 77 条）

市町村が取り組むべき事業として以下の事業を法定化

- （ 相談支援、意思疎通支援（手話通訳、要約筆記等）、日常生活用具の給付等、
移動支援、地域活動支援センター機能強化 等 ）

◎ 都道府県の地域生活支援事業（法第 78 条）

専門性の高い相談支援事業等の広域的な事業を行うほか、サービスの質の向上のための養成研修等を行う。

【相談支援】

障害のある人への相談支援は、平成 18 年 10 月以降、市町村が一般的な相談支援を（交付税措置）、専門的な相談支援を県が行うことを原則としていた。

しかし、平成 23 年 3 月の法改正で、市町村は相談支援機能強化事業を、都道府県は専門性の高い相談について実施することが示された。

- ・ 市町村 困難ケース等への対応、相談支援事業者等に対する専門的な指示、助言等を行うため、特に必要と認められる能力を有する専門職員を市町村に配置。

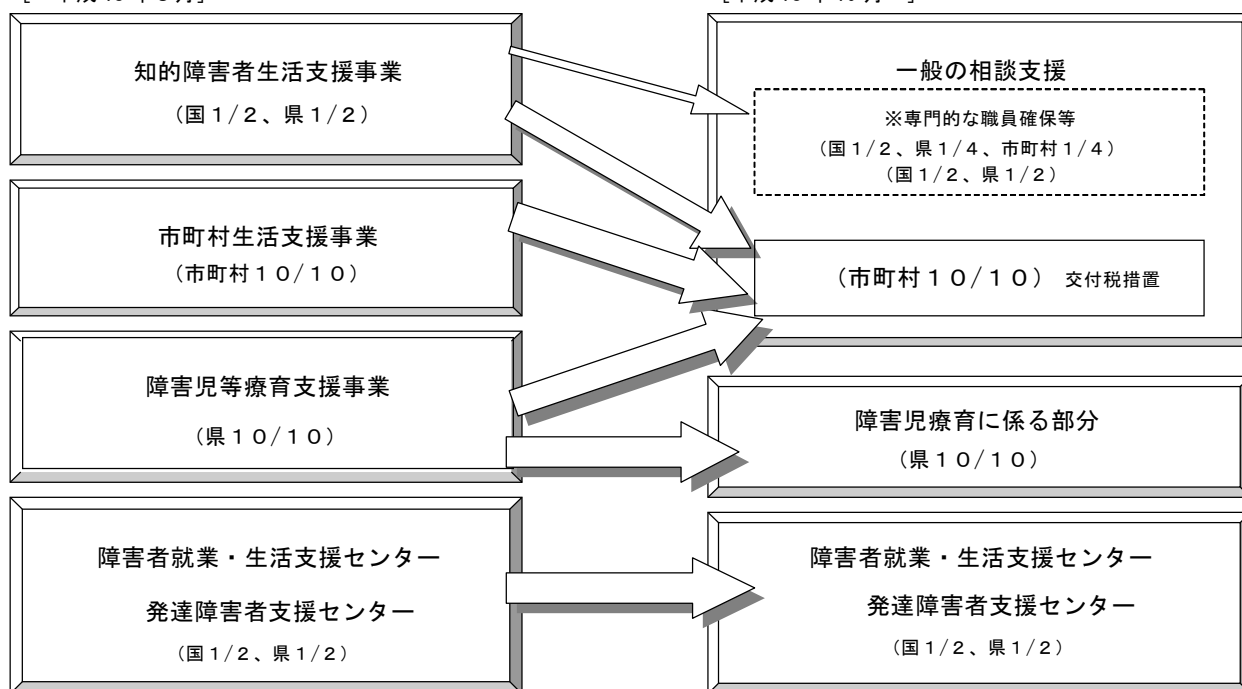
（※「障害者相談支援事業」は交付税措置）

- ・ 県 発達障害者支援センター運営事業、高次脳機能障害支援普及事業の実施。

相談支援事業の移行

[~平成 18 年 9 月]

[平成 18 年 10 月~]



相談支援事業は、障害者総合支援法において各市町村が取り組むべき事業と位置づけられており、支給決定やサービス利用にも重要な役割を果たすものである。

また、県はこれまで障害者ケアマネジメント連絡調整会議を開催してきたが、障害者総合支援法においては、市町村において地域自立支援協議会を設置し、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場とすることとしている。(交付税措置)

【地域生活支援促進事業の創設】

平成 29 年 4 月からは、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施するため、従来の地域生活支援事業に加え、地域生活支援促進事業が創設された。

これに伴い、権利擁護支援事業等、これまで地域生活支援事業として実施してきた事業の一部が地域生活支援促進事業に移行された。

地域生活支援促進事業の主なメニュー

- 権利擁護支援（障害者虐待防止対策支援事業 等）
- 発達障害者支援（発達障害者支援体制整備事業 等）
- 障害者就業・生活支援センター事業
- 工賃向上計画支援等事業
- 強度行動障害支援者養成研修事業
- 身体障害者補助犬育成促進事業
- 「心のバリアフリー」推進事業
- 障害者 ICT サポート総合推進事業
- 特別促進事業

(1) 市町村地域生活支援事業（県単） [実施 平 18.10～（国 1/2 県 1/4 市町村 1/4）]

【必須事業】

- ・相談支援事業 地域自立支援協議会の設置（県内 7 協議会＝全市町村参加）
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・意思疎通支援事業
- ・日常生活用具給付等事業
- ・手話奉仕員養成研修事業
- ・移動支援事業
- ・地域活動支援センター機能強化事業 等

【その他の事業】

- ・日常生活支援（日中一時支援、訪問入浴サービス 等）
- ・社会参加支援（レクリエーション活動等支援 等）

(2) 市町村地域生活支援促進事業（県単） [実施 平 29. 4～（国 1/2 県 1/4 市町村 1/4）]

- ・権利擁護支援（障害者虐待防止対策支援事業 等）

令和 6 年度事業実績状況（主な事業のみ）

分類	地域生活支援事業									地域生活支援促進事業
	必須事業							その他の事業		
事業名 市町村名	相談支援事業	成年後見制度利用支援事業	意思疎通支援事業	日常生活用具給付等事業	手話奉仕員養成研修事業	移動支援事業	地域活動支援センター機能強化事業	日常生活支援	社会参加支援	権利擁護支援
富山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高岡市		○	○	○	○	○	○	○	○	○
魚津市		○	○	○	○	○	○	○	○	
氷見市	○	△	○	○	○	○	○	○	○	
滑川市		△	○	○	○	○	○	○	○	
黒部市		○	○	○	○	○		○	○	
砺波市	○	△	○	○	○	○	○	○		
小矢部市	○	△	○	○		○	○	○	○	
南砺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
射水市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
舟橋村			○	○		△	○	○		
上市町		△	○	○		○	○	○		
立山町		△	○	○		○	○	○	○	○
入善町			○	○		△		○	○	
朝日町		△	○	○		△		○		

○：事業実績あり

△：交付申請はあるが、利用者がいなかったこと等の理由により事業実績がないもの

日常生活用具の給付・貸与〔実施 昭47.7.18～（国1/2 県1/4 市町村1/4）〕

障害のある人、難病患者（政令に定める疾病に限る）等に対し、福祉の増進に資することを目的として、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与するもの。

【地域生活支援事業への移行】

本制度は、これまで国基準に定める自己負担額を応能負担であったが、障害者総合支援法の施行に伴い平成18年10月から地域生活支援事業に移行し、利用者負担についても各市町村で設定することとなった。

また、これまで県で実施してきた「障害者情報バリアフリー化支援事業」（重度の視覚障害者又は重度の上肢不自由者がこれから新たにパソコンを購入し使用を始めるに当たり、必要となる周辺機器やソフト等の購入費の一部を助成）が日常生活用具給付事業に統合された。

(3) 県地域生活支援事業

【必須事業】

<専門性の高い相談支援事業>

ア 発達障害者支援センター運営事業〔実施 平15～（国1/2 県1/2）〕

発達障害児（者）及びその家族の支援者をはじめ関係機関等に対し、普及啓発、人材育成、相談支援等を行うもの。

- ・実施施設 「富山県発達障害者支援センター ほっぷ」（富山県リハビリテーション病院・こども支援センター）

平成28年4月、主に未就学児を支援していた「あおぞら」（富山県リハビリテーション病院・こども支援センター）と、主に小学生以上の児者を支援していた「ありそ」（めひの野園）を一元化して設置したもの。

- ・留意事項 国の発達障害支援に関する方針や、発達障害に関する相談件数が大幅に伸びていたこと等を踏まえ、直接支援から間接支援への転換を図ることとし、各地域の保健センター・保育所・幼稚園・学校・福祉施設等関係機関が連携しながら支援する体制の強化を図っている。

令和6年度実績

相談支援・発達支援延件数	相談支援・就労支援延件数
687	442

イ 高次脳機能障害支援普及事業〔実施 平19.1～（国1/2 県1/2）〕

高次脳機能障害支援センターにおいて、専門的な相談支援、関係機関とのネットワークの構築、支援手法等に関する研修等を行う。

- ・実施施設 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター

令和6年度実施状況

相談実件数	相談延件数	診断評価検討数	支援計画策定会議件数
202	1,297	60	50

ウ 障害児等療育支援事業〔実施 平8.4.1～ 再編実施 平18.4.1～（県単）〕

在宅の障害児（者）をもつ家庭の療育機能の充実を図るとともに、それらを支援する拠点施設の療育機能との重層的な連携を図り、地域生活を支えるもの。在宅の障害児（者）の地域における生活を支えるため、障害児（者）施設の有する専門的機能を活用し、専門機関の連携により各種福祉

サービスの提供の援助、調整等、地域の在宅児（者）及びその家族の福祉の向上を図る。

（障害児（者）施設に委託して実施）

- ・実施施設 ① 新川圏域：新川むつみ園（者）、魚津市立つくし学園（児）
- ② 富山圏域：四ツ葉園（者）、富山市恵光学園（児）
- ※富山市(中核市)は別途、恵光学園にて実施
- ③ 高岡圏域：かたかご苑（者）、高岡市きずな子ども発達支援センター（児）
- ④ 砺波圏域：障がい者サポートセンターきらり（者）、わらび学園（児）

※その他、拠点施設事業（県下全域の障害児対象）を富山県リハビリテーション病院・子ども支援センターで実施

令和6年度実施状況

事業名	実施施設	実施年月
療育拠点施設事業	富山県リハビリテーション病院・子ども支援センター	平成9年1月～
療育等支援施設事業	新川むつみ園、つくし学園	平成10年4月～
	かたかご苑、 きずな子ども発達支援センター	平成11年10月～
	障がい者サポートセンターきらり、 わらび学園	平成14年4月～
	四ツ葉園、恵光学園	平成15年4月～
	（富山市委託分：恵光学園）	平成15年4月～

【任意事業】

<人材育成等>

エ サービス・相談支援者、指導者育成事業

- ・障害支援区分認定調査員等研修事業 [実施 平18.4～(国1/2 県1/2)]

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの支給決定が客観的かつ公平・公正に障害者給付等の事務が行われるよう、認定調査員、市町村審査会委員及び審査会に必要な診断書を作成する主治医に対する研修を実施する

令和6年度実施状況

実施事業	内 容
障害支援区分認定調査員研修	実施期間 講義 令和6年5月2日～5月28日
	演習 令和6年5月29日
	受講時間 4時間30分
	修了者数 45名

- ・サービス管理責任者等研修事業 [実施 平18.4～(国1/2 県1/2)]

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者は、個々の利用者について初期状態の把握（アセスメント）や個別支援計画の作成、定期的な評価（モニタリング）などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を担い、また、障害特性や障害のある人の生活実態に関する専門的な知識や、個別支援計画の作成・評価の技術、サービス提供職員の指導的立場を期待されていることから、障害者支援に関する一定の実務経験と併せて、サービス管理責任者等として必要な専門的知識と技術を習得し、各事業のサービスの質の向上を図り、適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者等の養成を図ることを目的とする。

令和6年度実施状況

実施事業	内 容
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修	
基礎研修	実施期間 講義 令和6年6月27日～10月7日の間で動画視聴 演習 ①令和6年7月30日、31日②10月8日、9日 受講期間 2日間（演習2日間） 修了者数 159名
実践研修	実施期間 講義 令和6年6月10日～令和7年2月26日の間で動画視聴 演習 ①令和6年7月10日、11日②12月10日、11日 ③令和7年2月27日、28日 受講期間 2日間（講義・演習） 修了者数 219名
更新研修	実施期間 講義 令和6年8月9日～令和7年3月11日の間で動画視聴 演習 ①令和6年9月10日、11日②11月19日、21日 ③令和7年3月12日、13日 受講期間 2日間（講義・演習） 修了者数 134名
専門コース別研修 （障害児支援）	実施期間 令和7年2月4日、5日 受講期間 2日間 修了者数 35名
専門コース別研修 （意思決定支援）	実施期間 令和7年1月23日 受講期間 1日間 修了者数 82名

・相談支援従事者研修事業 [実施 平18.4～(国1/2 県1/2)]

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び日常の相談支援業務の検証を行うことにより、相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

令和6年度実施状況

実施事業	内 容
富山県相談支援従事者研修	
初任者研修	実施期間 講義 令和6年6月1日～7月2日の間で2日間 eラーニング受講 演習 令和6年7月3日、4日、8月8日、9月26日、27日 実習 令和6年7月5日～8月7日、8月9日～9月25日 受講期間 講義2日間、演習5日間、実習2回 修了者数 35名
現任研修	実施期間 講義 令和6年8月30日～10月16日の間で1日間 eラーニング受講 演習 令和6年10月17日、11月13日、12月18日 実習 令和6年10月18日～11月12日、11月14日～12月17日 受講期間 講義1日間、演習3日間、実習2回 修了者数 44名
主任相談支援専門 員研修	実施期間 講義 令和6年12月26日～令和7年1月20日の間で1日間 eラーニ ング受講 演習 令和7年1月21日、22日、2月6日、7日 受講期間 講義1日間、演習4日間 修了者数 9名
専門コース別研修	実施期間 令和6年6月11日、12日 受講期間 1日半 修了者数 21名

・障害者（児）ヘルパー養成研修事業 [実施 平 14. 10～]

障害者（児）ホームヘルプサービス業務等において、障害の特性や多様な要望に的確に対応できるように、専門的な知識及び技能を有するヘルパーの養成を行う。

令和 6 年度実施状況

実施事業	内 容
障害者（児）ホームヘルパー導入研修 （交付金 10/10）	実施日 令和 7 年 2 月 13 日 参加者数 15 名
障害者（児）ホームヘルパー等養成研修 （交付金 10/10）	実施期間 令和 6 年 8 月 6 日～10 月 9 日 受講時間 21 時間 05 分（3. 5 日間） 修了者数 8 名
同行援護従業者養成研修（一般課程） （国 1/2 県 1/2）	実施期間 令和 6 年 7 月 23 日、7 月 30 日 7 月 31 日 受講時間 23 時間（3 日間） 修了者数 28 名
同行援護従業者養成研修（応用課程） （国 1/2 県 1/2）	実施期間 令和 6 年 8 月 20 日、令和 6 年 8 月 21 日 受講時間 13 時間 25 分（2 日間） 修了者数 18 名

・強度行動障害支援者養成研修事業 [実施 平 27. 2～]

強度行動障害を有する者に対し、障害特性の理解に基づく適切な支援を行う福祉従事者の育成を図る。

令和 6 年度実施状況

実施事業	内 容
強度行動障害支援者養成研修 （基礎研修）（国 1/2 県 1/2）	実施期間 令和 6 年 9 月 19 日～20 日 受講時間 12 時間 15 分（2 日間） 修了者数 146 名
強度行動障害支援者養成研修 （実践研修）（国 1/2 県 1/2）	実施期間 令和 6 年 11 月 27 日～28 日 受講時間 12 時間 40 分（2 日間） 修了者数 88 名

・障害者ピアサポート研修事業 [実施 令 4～]

障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援するため、自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図る。

令和 6 年度実施状況

実施事業	内 容
障害者ピアサポート研修 （基礎研修）（国 1/2 県 1/2）	実施期間 令和 6 年 9 月 14 日～15 日 受講時間 7 時間 20 分（2 日間） 修了者数 22 名
障害者ピアサポート研修 （専門研修）（国 1/2 県 1/2）	実施期間 令和 6 年 10 月 5 日～6 日 受講時間 9 時間 10 分（2 日間） 修了者数 22 名
障害者ピアサポート研修 （フォローアップ研修）（国 1/2 県 1/2）	実施期間 令和 6 年 11 月 16 日～17 日 受講時間 9 時間 10 分（2 日間） 修了者数 8 名

オ 障害者社会参加総合推進事業 [実施 昭41.5.13～(国1/2 県1/2 一部県単)]

障害のある人の社会的な生活能力の向上を図るとともに、その社会活動に必要な援助を行うことにより、障害者の社会活動への参加と自立を促進することを目的として障害者のニーズに応じた次のような社会参加事業を進めている。各種事業について各障害者団体への委託等を行っている。

事業名	事業内容	委託先
障害者社会参加推進センター運営事業	障害のある人の社会参加に関する各種事業の体系的、効果的実施を図るため、障害者社会参加推進センターを設置している。(平成2年度から実施)	富山県身体障害者団体協議会
障害者相談員活動強化事業	各種障害者相談員に障害者福祉及び社会福祉全般について専門的知識を学んでもらうための研修を行い、相談援助技術の向上を図る。(平成10年度から実施)	富山県身体障害者団体協議会
点訳奉仕員養成・研修事業	視覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、点訳指導を行うことによって点訳奉仕員を養成する。(昭和46年度から実施)	富山県視覚障害者協会
朗読奉仕員養成・研修事業	視覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、朗読の指導を行うことによって朗読奉仕員を養成する。(昭和51年度から実施)	富山県視覚障害者協会
手話通訳者養成・研修事業	手話通訳等に必要の手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者等の養成を図る。(平成10年度から実施)	富山県聴覚障害者協会
要約筆記者養成・研修事業	手話取得の困難な中途失聴者や難聴者のコミュニケーション手段である要約筆記を行う要約筆記者を養成する。(昭和60年度から実施)	富山県聴覚障害者協会
失語症者向け意思疎通支援事業	失語症者の社会生活におけるコミュニケーションを円滑にするため、外出時同行支援等のスキルを有する者を養成する。(令和元年度から実施)	富山県言語聴覚士会
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者が医療機関等において円滑な意思の疎通が可能になるよう通訳・介助員を派遣する。(平成21年度から実施)	富山県聴覚障害者協会
手話通訳者設置事業	聴覚障害者等の社会生活におけるコミュニケーションを円滑にするため、手話技術を有する者を設置する。(昭和55年度から実施)	富山県聴覚障害者協会
コミュニケーション支援広域派遣事業	公的機関等が主催又は共催する行事に聴覚障害者や音声機能障害者等が参加するにあたり、手話通訳者又は要約筆記者を派遣する。(平成24年度から実施)	富山県聴覚障害者協会
字幕入りビデオライブラリー事業	聴覚障害者に対する情報提供に資するため、テレビ番組等に字幕、手話を挿入したビデオの制作・貸出を行う。(平成3年度から実施)	(制作)聴覚障害者情報文化センター (運営)富山県聴覚障害者協会
指定居宅介護事業者情報提供事業	視覚障害者が他都道府県から来県した場合等において、ヘルパーを派遣して付き添いする。(昭和63年度から実施)	富山県視覚障害者協会
オストメイト社会適応訓練事業	ストマ用装具装着者に対し、装具に関する講習や社会生活に必要な基本的事項に関する相談等を行い、社会復帰の促進を図る。(昭和61年度から実施)	太陽の会 (日本オストミー協会富山県支部)
コミュニケーション能力改善等事業	コミュニケーション能力改善のための、発声訓練や身体機能の訓練等を行う。(昭和60年度から実施)	富山県失語症友の会

事業名	事業内容	委託先
音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業	喉頭を摘出し、音声機能を喪失した者に対し発声訓練を行い、社会参加の促進を図るとともに、この発声訓練に携わる指導者の養成を行う。（昭和48年度から実施）	富山県喉摘者友の会
障害者文化芸術育成支援事業	障害のある人の文化芸術活動を育成・支援する事業として、「地域文化祭開催事業」及び「ワークショップ開催事業」を障害保健福祉圏域を単位として行う。（平成10年度から実施）	富山県身体障害者団体協議会
社会資源活用情報等提供事業	障害のある人の日常行動に役立つ各種情報資料等を掲載した小冊子を発行し、障害者の生活活動を促進する。（平成10年度から実施）	富山県身体障害者団体協議会
障害者結婚相談事業	身体障害者の結婚に対する各種相談に応じ、必要な助言指導を行う。（昭和55年度から実施）	富山県身体障害者団体協議会
身体障害者相談員活動推進事業	身体障害者福祉団体に身体障害者相談員の指導研修業務に当たる活動推進員を設置し、身体障害者相談員の資質の向上を図る。（昭和57年度から実施）	富山県身体障害者福祉協会

カ 障害者IT推進員派遣事業 [実施 平14.12～(国1/2 県1/2)]

障害者パソコン指導者養成事業において養成された指導者を、「障害者IT推進員」として県内4箇所の障害者IT推進拠点施設（障害者向けパソコンの整備された福祉施設）へ派遣し、地域の障害のある人の情報機器に関する相談及び援助を行うもの。

圏域	事業委託先	事業実施施設
富山	(福)富山県視覚障害者協会	富山県視覚障害者福祉センター
高岡	(福)高岡市身体障害者福祉会	高岡市ふれあい福祉センター
新川	(福)魚津市社会福祉協議会	魚津市障害者交流センター
砺波	(福)マーシ園	マーシ園

キ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 [実施 平15.4～]

盲ろう者（視・聴覚ともに障害のある者）に対するコミュニケーション手段（手書き文字、指文字等）及び介助の技術を習得した通訳者の養成を行うもの。

ク 「福祉バス」の運行 [実施 昭55.7～]

心身障害者の地域における社会参加の促進を目的として、心身障害者が各種講習会、研修会、更生相談事業、社会見学、機能訓練事業及びスポーツ等の行事に参加する際の便宜を図るため、福祉バス（車椅子固定席2席を含む45席）を運行している。

・委託先 富山県身体障害者団体協議会

令和6年度実施状況

運行回数	運行日数	利用人員
100回	113日	延べ2,369人

ケ 身体障害者補助犬の育成 [実施 昭50.4.1～(国1/2 県1/2)]

視覚障害、肢体不自由または聴覚障害により、日常生活に著しい障害のある身体障害者の自立と就労等社会活動への参加を促進するため、盲導犬・介助犬・聴導犬を育成し、貸与する。

○ 障害者社会参加総合推進事業（知的障害者関係分）〔実施 平 10. 4. 1～（国 1/2 県 1/2）〕

ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障害のある人が地域の一員として、地域の中で障害のない人と共に生活できるよう、また、コミュニケーション、文化、スポーツ活動等自己表現、自己実現、社会参加を通して生活の質的向上が図れるよう、各種の事業を行うもの。

- ・委託先 一般社団法人富山県手をつなぐ育成会

コ 「障害者 110 番」 運営事業

障害のある人の権利擁護に係る相談等を受け付ける。常設相談窓口を設置し、内容に応じて弁護士等による相談チームを編成して専門相談を行うほか、必要に応じて専門機関への依頼を行うもの。

- ・常設相談窓口 富山県手をつなぐ育成会 TEL 076-441-7214〔専用電話番号〕
- ・相談件数 70 件
- ・相談内容 生活一般（自宅・地域・病院関係）、年金・医療等福祉制度関係、就労・勤務条件関係、施設・職場・知人との人間関係など
- ・対象 障害者及びその家族など

サ スポーツ教室開催事業

スポーツを通じて、障害者（知的障害者）の体力増強、交流、余暇等に資するため、及び障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ教室（ボウリング教室、スキー教室等）を開催する。

令和 6 年度実施状況

実施回数	利用者数
延べ 8 回	延べ 416 人

シ スポーツ大会開催事業

障害者（知的障害者）スポーツの普及とスポーツを通じた交流を深めるため、都道府県単位で障害者スポーツ大会を開催する。

令和 6 年度実施状況

大会名	地区	開催日	参加者総数
ふれあい育成スポーツ大会	新川地区	令和 6 年 10 月 20 日	39 名
	富山地区	令和 6 年 9 月 27 日	405 名
	高岡地区	令和 6 年 10 月 18 日	315 名
	砺波地区	令和 6 年 11 月 19 日	180 名

（4）県地域生活支援促進事業

ア 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）〔実施 平 15. 1. 1～（国 1/2 県 1/2）〕

知事が指定した法人に障害者就業・生活支援センターを設け、生活支援等事業を担当する専任職員（県が法人に委託）と就労支援担当職員（国が法人に委託）を配置し、就業や職場適応などの就業面だけでなく、日常生活上の支援を必要とする障害のある人の相談に応じ、助言を与えるなど地域生活に必要な支援を行い職業生活における自立を図る。

実施状況

委託先法人	実施年月	利用登録者数
（福）セーナー苑	平成 15 年 1 月～	846 名（令和 6 年度末）
（福）たかおか万葉福祉会	平成 16 年 10 月～	405 名（令和 6 年度末）
（福）新川むつみ園	平成 18 年 4 月～	609 名（令和 6 年度末）
（福）溪明会	平成 20 年 4 月～	414 名（令和 6 年度末）

イ 障害者権利擁護・虐待防止推進事業 [実施 平 24～ (国 1/2 県 1/2)]

障害のある人に対する理解を広げ、虐待をなくす取組みを進めるため、地域における連携体制の整備や相談支援体制の強化を行うため、各種事業を実施するもの。

・連携協力体制整備事業

【富山県障害者権利擁護センターの運営】 ※平成 24 年 10 月 1 日設置

設置場所 富山県厚生部障害福祉課内

相談内容 利用者からの虐待の通報・届出の受理、障害のある人及び養護者支援に関する相談対応等

【障害者虐待防止ネットワーク協議会の開催】

障害者虐待防止に関する関係機関で構成する「障害者虐待防止ネットワーク協議会」を開催し、連携体制のあり方や、課題、情報共有、虐待対応についての検討等を行う。

・障害者権利擁護・虐待防止研修事業

実施日 令和 7 年 2 月 20 日(木)、3 月 11 日(火)

受講者数 全体合計 55 名

障害者福祉サービス事業所等コース 51 名

市町村等虐待防止担当職員等コース 4 名

・普及啓発事業

リーフレット「障害者虐待の防止」の配布

ウ 特別促進事業

・障害者生活訓練事業

在宅の身体障害者に対し、各種訓練や講習会、相談会、レクリエーションなどを行う。

令和 6 年度実施状況

委託先	事業内容
(一社) 富山県身体障害者福祉協会	健康指導教室、リハビリ教室、交通安全教室、山岳歩行訓練、レクリエーション活動 等
(福) 富山県視覚障害者協会	歩行訓練、宿泊研修、茶道教室、レクリエーション活動 等
(福) 富山県聴覚障害者協会	コミュニケーション・情報研修、文化・情報研修、社会・家庭生活演習、レクリエーション活動 等

(5) スポーツの振興

ア 富山県障害者スポーツ協会 [実施 平 7. 4. 27～ (県単)]

平成 7 年度「富山県身体障害者スポーツ協会」が設立され、平成 13 年度から知的障害者スポーツを含めた障害者スポーツの一層の振興を図るため「富山県障害者スポーツ協会」に改組拡充し、県において運営費の補助を行っている。

協会では以下のイからキまでの事業について、県から委託を受けて実施しているほか、クについては、県の補助を受けて、全国規模大会への選手の派遣事業を行っている。

イ 全国障害者スポーツ大会派遣 [実施 昭 40～ (国 1/2)]

平成 13 年度から全国身体障害者スポーツ大会と全国知的障害者スポーツ大会(ゆうあいピック)が統合され、「全国障害者スポーツ大会」として開催されている。

第 23 回全国障害者スポーツ大会「SAGA 2024」

【開催地 佐賀県佐賀市 外 令和 6 年 10 月 26 日～28 日】

派遣選手数	成 績			
	金賞	銀賞	銅賞	計
個人競技 24 人	9	6	10	25

*個人競技…陸上競技、水泳、卓球、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ

ウ 富山県障害者スポーツ大会 [実施 昭 38～(国 1/2)]

富山県身体障害者体育大会として昭和 38 年から陸上競技会、昭和 56 年度から水泳競技会を開催してきたが、平成 13 年度から新たに知的障害者の方も対象とし、フライングディスク競技・卓球競技を加え富山県障害者スポーツ大会として開催している。(令和 4 年度から精神障害者の方も対象。※卓球競技) また、この大会の記録をもとに全国大会の出場者が選考されている。

令和 6 年度開催状況 (第 24 回富山県障害者スポーツ大会)

競技名	開催期日	会 場	参加選手数
水 泳 競 技 会	令和 6 年 4 月 21 日	富山県高岡総合プール	51 人
陸 上 競 技 会	令和 6 年 5 月 19 日	富山県総合運動公園陸上競技場	240 人
フライングディスク 競技会	令和 6 年 9 月 22 日	富山県総合運動公園屋内グラウンド他	259 人
卓 球 競 技 会	令和 6 年 11 月 10 日	富山県総合体育センター	122 人

エ 障害者スポーツ指導者の育成 [実施 平元～(国 1/2)]

障害者スポーツの振興を図るため、その中心となり活躍する指導者を養成することを目的とする。

- ・公認初級パラスポーツ指導員養成講習会

令和 6 年度公認初級パラスポーツ指導員養成講習会実施状況

開催期日	会 場	受講者数	内 容
令和 6 年 11 月 24 日 令和 6 年 11 月 30 日 令和 6 年 12 月 1 日 令和 6 年 12 月 8 日	県総合体育 センター	13 名	各障がいの理解、コミュニケーションスキルの基礎、全国障害者スポーツ大会の概要、パラスポーツの意義と理念、安全管理、各地域のパラスポーツ推進の取り組み 外

- ・パラスポーツ指導員中央研修会 延 4 名派遣
- ・障がい者スポーツ指導員連絡会議 開催回数 2 回

オ 障害者スポーツ審判員の育成 [実施 平 7～(国 1/2)]

障害者スポーツの振興を図るため、障害者スポーツのルールに習熟した審判員を養成することを目的とする。

- ・障害者スポーツ審判員研修会

令和 6 年度障害者スポーツ審判員研修会実施状況

開催期日	会 場	参加者数	種 目
令和 6 年 10 月 5 日 ～ 6 日	サン・アビリティーズ滑川	17 名	フライングディスク

- ・障害者スポーツ審判員養成派遣

令和 6 年度障害者スポーツ審判員養成派遣実施状況

講習会名	開催期日	会 場	派遣数	種 目
第 25 回全日本障害者・高齢者フライングディスク競技大会審判研修	令和 6 年 8 月 17 日 ～18 日	東京都駒沢オリンピック公園総合運動場	2	フライングディスク

カ 障害者スポーツ教室の開催等 [実施 昭59～(国1/2)]

スポーツに親しむ機会を提供することにより、スポーツを通じた社会参加を促進する。また、障害者スポーツに取り組む者に障害の特性に応じたスポーツ技術、ルール、トレーニング方法等の講習を通じ、競技力の向上及び競技人口の増加を図る。

- ・障害者スポーツ教室

令和6年度障害者スポーツ教室実施状況

種目数	種 目
19 種目	卓球、サウンドテーブルテニス、アーチェリー、水泳、スノースポーツ、ボウリング、車椅子バスケットボール、ツインバスケットボール、フットサル、車椅子テニス、フライングディスク、ソフトボール、フットソフトボール、パラ空手道、聴覚陸上競技、クライミング、卓球バレー、ハンドバイク、ブラインドマラソン

- ・障害者スポーツクラブ連絡会議 令和6年度開催回数 2回

キ 障害者スポーツの普及・啓発 [実施 平7～(国1/2)]

障害者スポーツの普及啓発を図るため、障害者スポーツ協会の会報を発行するとともに、障害者スポーツ用具の貸与を実施する。

令和6年度実施状況

- ・会報の発行 年1回
- ・スポーツ用具の貸与 (1)車椅子用卓球台 (2)STT用卓球台 (3)卓球バレー用卓球台 (4)アーチェリー器具一式 (5)チェアスキー(スキー) (6)チェアスキー(チェア) (7)アウトリガー(チェアスキー用) (8)視覚障害者用アシストバー (9)車椅子バスケットボール用車椅子 (10)デジタルタイマー(バスケットボール) (11)ツインバスケットボール用車椅子 (12)フットサルゴール (13)車椅子テニス用車椅子 (14)フライングディスク(ゴール) (15)ゴルフボールポスト(フライングディスク用) (16)ソフトボール用具 (17)フットソフトボール用具 (18)レース用車椅子 (19)レース用車椅子室内練習機 (20)ボッチャセット (21)スクエアボッチャセット (22)カーリング用具一式 (23)スカットボール (24)卓球バレー用具セット (25)ディスクッター・ナイン (26)ラダーゲッター (27)ボウリング (28)ディスク (29)タンDEM自転車 (30)ハンドバイク

ク 全国大会及び国際大会選手派遣補助 [実施 平4～(県単)]

各種目別の全国大会及び国際大会への参加を奨励し、障害者スポーツ人口の拡大と競技水準の向上を図るため、全国大会及び国際大会の参加に対して補助を行う。

平成19年度より、国際大会に参加する選手に対しても補助を行うこととした。(但し、国内移動分のみ。)

令和6年度実施状況

大会名	開催期日	開催地	参加人数
天皇杯・皇后杯 第40回飯塚国際車いすテニス大会 (Japan Open 2024)	R6.4月9日～14日	福岡県飯塚市	1
2024年WSPSワールドカップ・チャンピオン大会	R6.4月23日～30日	韓国 昌原市	1
2024年度 第5回春季パラ射撃競技会	R6.5月25日～26日	三重県津市	1
第20回全日本パラ空手道競技大会	R6.8月11日	東京都足立区	5
TOYOTA U25日本車いすバスケットボール選手権大会2024	R6.8月10日～11日	愛知県豊田市	4
第58回全国ろうあ者体育大会 (第35回ボウリング競技)	R6.9月14日～15日	群馬県太田市	1
第58回全国ろうあ者体育大会 (第30回バドミントン競技)	R6.9月14日～15日	群馬県高崎市	1

第58回全国ろうあ者体育大会(第52回陸上競技)	R6.9月14日～15日	群馬県前橋市	5
第58回全国ろうあ者体育大会(第56回卓球競技)	R6.9月14日～15日	群馬県前橋市	9
第4回ボッチャオープンチャンピオンシップ	R6.9月27日～29日	神奈川県川崎市	5
第27回日本知的障害者選手権(25m)水泳競技大会	R6.10月6日	埼玉県新座市	2
2024 EUREKA カップ 台湾オープンユニクロ車いすテニスツアー ITF 3	R6.10月19日～22日	台湾 高雄市橋頭区	1
2024 高雄オープンユニクロ車いすテニスツアー ITF3	R6.10月19日～22日		
第20回全国視覚障害者卓球大会	R6.11月3日～4日	長野県松本市	4
第26回全日本ブロック選抜車いすバスケットボール選手権大会	R6.11月8日～10日	福岡県北九州市	4
第37回全日本パラスポーツライフル射撃競技選手権大会	R6.11月15日～17日	栃木県宇都宮市	1
第43回 大分国際車いすマラソン	R6.11月16日～17日	大分県大分市	1
BOCCIA JAPAN CUP 2025	R6.12月1日	東京都武蔵野市	2
第26回全国シニア選抜車いすバスケットボール大会	R6.12月7日～8日	兵庫県神戸市	2
第14回 JSCA 全国知的障害者水泳競技大会	R6.12月15日	長野県長野市	2
第26回日本ボッチャ選手権大会	R7.1月17日～19日	愛知県豊田市	2
天皇杯 第50回記念日本車いすバスケットボール選手権大会	R7.1月31日～ 2月2日	東京都渋谷区	1 1
名古屋 ウィメンズホイールチェアマラソン	R7.3月9日	愛知県名古屋市	1

(6) 文化の振興

ア 障害者絵画展 [実施 平7～(県単)]

障害のある人の絵画等芸術面においての埋もれた才能を掘り起こし、その豊かな才能を広く県民に周知するとともに、障害者自らの生きがいを支援するもの。

令和6年度実施状況

開催期日	会場	出展作家人数
令和6年10月4日～ 令和6年10月6日	アピアショッピングセンター 2階ハッピー広場	79

イ 障害者芸術文化活動普及支援事業 [実施 平30～(国1/2 県1/2)]

アール・ブリュット(生の芸術)をはじめとする障害のある方の芸術文化活動の振興を図るとともに、障害者の自立と社会参加の促進を図るため、「富山県障害者芸術活動支援センター(ばーと◎とやま)」の設置・運営をする団体に対して支援を実施する。

- ・補助先 特定非営利活動法人障害者アート支援工房ココペリ

【相談支援】

事業所等から支援方法、創作環境の整備、作品の管理・販売等に関する相談を受け付け、関係機関・専門家の紹介や専門的知見によるアドバイス等を行う。

- ・令和6年度実施状況

相談件数 15件

【人材育成・研修】

芸術文化活動の支援方法や著作権保護等に関する研修を実施する。

・令和6年度実施状況

事業名	開催期日	会場	来場者
研修会「創作活動・発表展示のためのKNOWHOW」	令和6年11月22日	黒部市民交流センター あおーよ	17名
研修会「アートコミュニアートとフクシのコラボーション」	令和6年7月26日	NPO法人b-らいふ	15名
研修会「障害のある方の舞台芸術促進のための人材育成研修会」バリアフリー映画上映と講演会	令和6年6月27日	オーバード・ホール研修室	20名
研修会「障害のある方の舞台芸術促進のための人材育成研修会」実践報告会	令和6年7月20日	MUROYA	10名
ダンスワークショップ「いいちゃいいちゃおどっていいちゃ」	令和6年9月20日	氷見市芸術文化館	20名
「ART MEETS HEART とやま」	令和6年11月9日	オーバード・ホール中ホール	約250名

【発表等の機会の創出】

障害のある方の作品の発表等の機会を創出する。

・令和6年度実施状況

事業名	開催期日	会場	来場者
「PO-OFPROJECT」	令和6年6月1日～ 令和7年3月31日	県内呉西地区8郵便局	多数
NANTANG ギャラリー	常設	NPO法人b-らいふ	多数
「ぶりゅっととやま！みられ展」	令和6年5月11日～ 7月30日	オーバード・ホール研修室	1,775名
「ART・BRUT◎高岡2024」	12月初旬	MUROYA	多数
「みらいアート展」	令和6年12月6日～ 12月9日	氷見市芸術文化館	約500名
「みらいアートあおーよ展」	令和6年11月22日 ～12月4日	黒部市立図書館あおーよ	多数

(7) 手話の普及

ア 手話通訳者設置事業〔実施 昭和55～（国1/2 県1/2）〕

県専任手話通訳者について、昭和55年から県聴覚障害者センターに配置した1名に加え、平成30年度から県障害福祉課に1名配置し、知事定例記者会見や県主催行事、聴覚障害のある方の来庁時の手話通訳等を行う。

イ 遠隔手話通訳サービス提供事業〔実施 平成 30～（国 1/2 県 1/2）〕

県内の公的病院にタブレット端末を設置し、インターネット（テレビ電話）を介して県障害福祉課に配置した手話通訳者が手話通訳を実施する。また、令和 5 年 12 月からは、利用者自身のスマートフォンやタブレット端末があればどこでも利用可能となった。

【タブレット端末設置病院（令和 5 年 3 月時点）】

- ・ 富山県立中央病院・富山市立富山市民病院・富山県済生会高岡病院・厚生連滑川病院
- ・ 公立南砺中央病院

ウ 手話普及活動促進事業〔実施 平成 30～（県単）〕

企業、社会福祉法人その他の団体等が県民を対象に手話を学習する機会を提供する取組みを実施する際に、その費用の一部を補助する。

・ 令和 6 年度実施状況

補助団体 9 団体（受講者延べ 324 人）

「富山県手話言語条例」の概要

施行期日：平成30年4月1日

前文

【手話とは】

手話は、音声言語とは異なる語彙及び文法体系を有し、ろう者がその意思や感情等を手や指の動き、表情などにより視覚的に表現する言語である。

【手話の歴史】

日本では、大正以降、ろう学校における手話の使用が制約された。
ろう者は手話に誇りを持ち、その理解と普及の促進に取り組んできた。

【条約、法令の制定】

障害者権利条約や改正障害者基本法において、手話の重要性について明記された。
本県では「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」を制定し、障害への理解を深め、障害を理由とする差別解消に取り組んでいる。今後、法令やこの条例と相まって、手話の普及等を図ることが必要である。

【今後の本県を目指すべき姿】

ろう者が手話により意思疎通を行う権利が尊重されるとともに、ろう者とろう者以外の者が相互に理解し共生する富山県づくりを目指す。

目的

①基本理念、②県の責務、県民等及び事業者の役割、③手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定める。



全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる社会の実現に寄与する。

基本理念

- 手話の普及等は、手話が独自の体系を有する言語であって、ろう者が豊かな人間性を涵養し、知的かつ心豊かな生活を営むために受け継がれてきた言語活動の文化的所産であることについての県民の認識の下に、行われなければならない。
- 手話の普及等は、ろう者とうろ者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、行われなければならない。

県の責務

- 手話の普及等に関する総合的な施策の策定、実施
- 市町村、関係機関・団体との連携、ろう者及び手話通訳者等の協力
- 手話の普及等に関する施策を実施する市町村への支援
- ろう者が生活を営む上での障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮

県民等及び事業者の役割

- 「県民」・・・条例の基本理念についての理解を深める
- 「ろう者等」・・・県の施策への協力、手話の普及等の促進
- 「手話通訳者」・・・県の施策への協力、手話の普及等の促進、職務に係る倫理と知識の保持、手話通訳技術の向上
- 「手話の普及等に関係する者」・・・県の施策への協力、手話の普及等の促進
- 「事業者」・・・ろう者へのサービス提供時や雇用時における、手話の使用に関する合理的な配慮

基本的施策

障害者計画において手話の普及等の施策を定め、総合的かつ計画的に推進

- 相談及び意思疎通の支援体制の整備（県聴覚障害者センターへの支援等）
- 手話による情報発信（ろう者の県政に関する情報の取得支援）
- 災害時等への対応（ろう者の情報取得や意思疎通支援のため市町村と連携等）
- 観光旅行者等への対応（ろう者が安心して県内に滞在できるよう、手話の普及等）
- 手話通訳者の確保、養成（手話通訳技術の向上を含む）
- 事業者への支援（手話の使用に関し合理的配慮を行う事業者への支援）
- 手話を学ぶ機会の確保等（県民や県職員が手話を学ぶ機会の確保）
- 学校における手話の普及（聴覚障害児や教職員等への支援、手話への理解促進）

協議会の設置

「県手話施策推進協議会」を設置し、手話の普及等の施策等について意見聴取する。

IV 障害者の地域移行を推進する施策

(1) 社会福祉施設等施設整備費補助事業

社会福祉法人等が実施する知的障害者等の障害福祉サービス事業所等（新築・増築・改築・大規模修繕）に対して、対象経費の一部を補助するもの。

① 社会福祉施設等施設整備事業（国：R6当初）

<新築・改築の場合>

サービスの種類	対象経費		補助率	補助基準額	備考
	工事費	初度設備費			
生活訓練、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（定員20人以下の場合）	○	×	国1/2 県1/4	61,700千円	富山市内での整備は、富山市（中核市）で実施
児童発達支援（センター含む）、放課後等デイサービス（定員20人以下の場合）	○	×	国1/2 県1/4	41,213千円	
障害者支援施設（定員20人以下の場合）	○	×	国1/2 県1/4	49,700千円	
療養介護（定員20人以下の場合）	○	×	国1/2 県1/4	112,300千円	
障害児入所施設（定員20人以下の場合）	○	×	国1/2 県1/4	74,899千円	
共同生活援助	○	×	国1/2 県1/4	29,300千円	

※定員の人数によって補助基準額が異なる。

<増築の場合>

サービスの種類	対象経費		補助率	補助基準額	備考
	工事費	初度設備費			
上記サービス（児童発達支援（センター含む）、放課後等デイサービス、障害児入所施設を除く）	○	×	国1/2 県1/4	30,900千円	富山市内での整備は、富山市（中核市）で実施
児童発達支援（センター含む）、放課後等デイサービス、障害児入所施設	○	×	国1/2 県1/4	41,213千円	

<大規模修繕の場合>

サービスの種類	対象経費		補助率	補助基準額	備考
	工事費	初度設備費			
上記サービス	○	×	国1/2 県1/4	修繕内容による	富山市内での整備は、富山市（中核市）で実施

② 障害福祉施設立上げ応援事業費（県単：R6当初）

サービスの種類	補助率	補助限度額	備考
生活訓練、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援（センター含む）、放課後等デイサービス、障害者支援施設、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助	県 1/2	1,000 千円	・ 障害福祉サービス事業所等の新規立上げに係る初度設備費に対して補助を行う ・ 富山市内での整備は、富山市（中核市）で実施

(2) 工賃向上への支援

① 障害者工賃向上支援事業 [実施 平 19～（国 1/2 県 1/2）]

令和 6 年度に策定した「第 6 期富山県工賃向上支援計画」（就労継続支援事業所等における障害者の工賃向上を図るための具体的な方策等を定めた計画）に基づき、就労継続支援事業所等における障害者の工賃水準の向上を図るための自主的な取組みを支援するもの。

② とやま農福連携マルシェ事業 [実施 平 28～（国 1/2 県 1/2）]

農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の職域拡大や工賃向上を図るため、農業に取り組む障害者施設等による農産物等の販売会を開催するもの。

③ 農福連携マッチング事業 [実施 令 2～（国 1/2 県 1/2）]

障害者施設の農業分野への参入や農業の取組規模の拡大を図るため、農福連携コーディネーターを配置し、農業関係者と障害者施設との農作業受委託にかかるマッチング支援や農福連携の普及・啓発活動等を行うもの。

(3) 重症心身障害児（者）への支援

① 重症心身障害児（者）在宅サービス提供体制整備促進事業 [実施 平 24～（県単）]

生活介護事業所等の従業者を対象とし、重症心身障害児（者）への支援方法や対応の留意事項等を学ぶ研修会の開催や実技指導を行うとともに、重症心身障害児（者）の受け入れをする事業者に対する技術支援についての助言指導を行う。

令和 6 年度実施状況

- ・ 座学研修、実技研修 令和 7 年 1 月 29 日、1 月 30 日（独立行政法人国立病院機構富山病院）

② 重症心身障害児（者）レスパイトサービス事業 [実施 平 6～（県単）]

在宅の重症心身障害児（者）の家族を一時的に障害児（者）の介護から解放し、休養の機会を保証するため、月 2～3 回程度レスパイトサービス日を設定し、重症心身障害児（者）の集団交流活動を行う。

令和 6 年度実施状況

実施団体	活動場所	実施日数	利用延人数
新川地区重症心身障害児（者）親の会「それいゆ」	魚津市障害者交流センター	24 日	136

③ 障害者地域活動充実支援事業 [実施 平 19～(県単 1/2 市町村 1/2)]

地域活動支援センター(Ⅲ型)及び小規模作業所の事業内容の充実を図るため、運営費の加算を行うもの。

- ・補助基準額重度障害者受入加算 重度障害者1人あたり年額165,900円

④ 重症心身障害児(者)等受入促進事業 [実施 平 29～(交付金 10/10)]

新たに事業所において医療的ケアを行うために必要な物品等の購入費、及び重症心身障害児(者)等の受け入れにあたって必要な施設改修費に対して補助することにより、身近な地域におけるサービス提供体制の整備を図り、重症心身障害児(者)等やその家族が地域で安心して生活できるように支援する。

令和6年度実施状況

- ・補助先 3事業所

⑤ 医療的ケア児等支援センター運営事業 [実施 平 30～(交付金 10/10)]

県内の医療的ケアが必要な障害児やその家族が安心して地域生活を送ることができるよう、障害福祉事業所、医療機関、訪問看護ステーション、市町村、特別支援学校等との連携体制を築くもの。

⑥ 医療的ケア児等支援者及びコーディネーター養成研修事業 [実施 令元～(国 1/2 県 1/2)]

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や重症心身障害児等(以下「医療的ケア児等」)が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等への支援が適切に実施できる人材を養成するもの。

⑦ 医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修事業 [実施 令2～(国 1/2 県 1/2)]

医療的ケア児等コーディネーター等が、事例検討等研修を通じて、相互に連携・協力し、地域においてより適切な支援ができる体制を構築することを目的に研修会を開催するもの。

⑧ 医療的ケア児等交流促進事業 [実施 令2～(国 1/2 県 1/2)]

医療的ケア児等の相互の交流、保護者相互の交流や相談、意見交換や福祉制度の学習等を行えるよう交流会を開催するもの。

⑨ 富山県喀痰吸引等第3号研修受講推進事業 [実施 令2～(交付金 10/10)]

在宅の障害児者等を受け入れできる事業所を拡大させるため、喀痰吸引等の医療的ケアができる介護職員等の育成に係る研修経費を登録養成機関に補助するもの。

令和6年度実施状況

- ・補助先 登録研修機関 6回

⑩ 医療的ケア児等訪問看護体制整備事業 [実施 令3～(交付金 10/10)]

医療的ケア児等が身近な地域でサービスを受け、安心して地域生活が送られるよう訪問看護体制の整備を図るもの。

(4) 発達障害児（者）への支援

発達障害者支援体制整備事業 [実施 平 17～（国 1/2 県 1/2）]

発達障害児（者）に対する地域における乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図るもの。

- ・発達障害者支援地域協議会の開催（平 20～ 教育委員会の特別支援連携協議会と合同開催）
（令和 6 年 8 月 8 日、令和 7 年 2 月 26 日）
- ・早期支援部会の開催（令和 6 年 12 月 10 日）
- ・就労・進路支援部会の開催（令和 6 年 11 月 5 日）
- ・県民に対する発達障害に関する普及啓発
 - ① 発達障害啓発リーフレットの配布
 - ② 啓発ポスターの掲示
- ・発達障害者地域支援マネジャーの 2 名配置（市町村支援・事業所等支援）
- ・ペアレントメンター養成研修の実施（令和 7 年 2 月 8 日開催予定であったが、寒波により中止）
- ・アセスメントツール導入研修の実施（令和 6 年 11 月 29 日）
- ・発達障害支援事業所向け研修会の開催（令和 6 年 9 月 13 日）
- ・医師及び医療従事者向け発達障害研修会の開催（令和 7 年 3 月 12 日）
- ・国研修への医師等派遣等 発達障害者支援研修（1 名）
- ・発達障害ピアサポート推進事業の実施（平 30～）
 - （小学生の保護者 令和 6 年 5 月 8 日、7 月 10 日、9 月 11 日、11 月 13 日、
令和 7 年 1 月 8 日、3 月 12 日）
 - （未就学児の保護者 令和 6 年 4 月 10 日、6 月 12 日、8 月 14 日、
10 月 9 日、12 月 11 日（※）、令和 7 年 2 月 12 日）
（※）参加者なしのため中止
- ・発達障害者等青年期支援事業の開催（44 回、延べ 288 名参加）

V その他の福祉施策

1 身体障害者福祉施策

(1) 在宅福祉施策

相談及び指導

① 身体障害者相談員の設置 [実施 昭33. 4. 1 (県単) 昭42. 8. 1 (国1/2 県1/2)]

(平成10年～平成23年まで県単。平成24年度から市町村へ事務を移譲)

身体障害者の福祉の増進を図るため、身近な相談相手として相談に応じ、必要な指導を行うとともに、福祉事務所など関係機関の業務に協力し、地域活動の中核となって援護思想の普及に努める身体障害者相談員を設置している。

身体障害者相談員には、身体に障害のある人に委嘱しており県内では171名が活動している。

なお、事務移譲により、平成24年度から市町村長が委嘱している。(富山市設置分は平成8年から富山市長が委嘱。)

身体障害者相談員の設置状況 (令和7年4月1日現在) (単位:人)

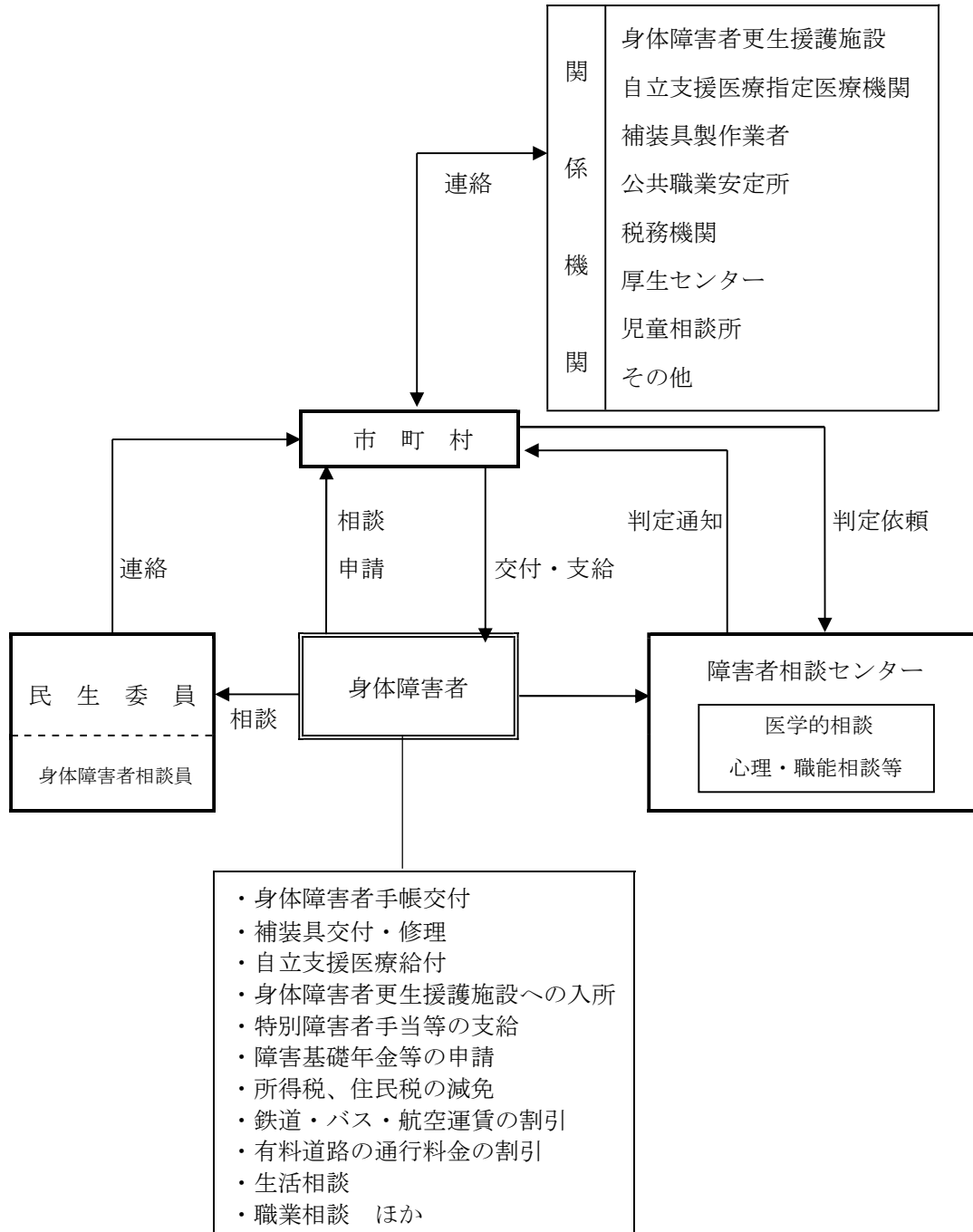
富山市	60	滑川市	4	南砺市	13	立山町	5
高岡市	15	黒部市	5	射水市	14	入善町	4
魚津市	4	砺波市	12	舟橋村	1	朝日町	5
氷見市	14	小矢部市	10	上市町	5	合計	171

② 障害者相談センター

身体障害者の生活・職業・医療・補装具等の相談に応じている。障害の種類や程度、年齢、性別、能力やその他環境などを考慮し、市町村と連携を図りながら専門的支援を行っている。

また、県内（富山市を除く。富山市は、富山市役所で交付。）の身体障害者に対する身体障害者手帳の交付を行っている。

身体障害者相談手続の流れ



(2) 社会参加の促進

① 身体障害者手帳の交付 [実施 昭25. 4. 1～]

身体障害者に対して一貫した指導相談を行うとともに、各種サービスを利用しやすくするために、身体障害者手帳を交付している。

② 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助事業 [実施 平27. 4. 1～(県単) (県1/3 市町村1/3)]

障害者総合支援法の対象とならない軽度・中等度難聴児を対象に、補聴器の購入費に対して補助することにより、補聴器の装用を促し、言語の習得や社会性の向上を図る。

令和6年度実施状況

	富山市	高岡市	魚津市	氷見市	滑川市	黒部市	砺波市	小矢部市	南砺市	射水市	舟橋村	上市町	立山町	入善町	朝日町	計
件数	13	13	9	0	0	2	3	0	0	3	0	0	0	0	0	43

2 心身障害児(者)福祉施策

(1) 早期療育施策

児童発達支援センター

本県には5箇所の認可施設があり、富山市恵光学園及び魚津市立つくし学園並びにわらび学園では、マイクロバス送迎による通園を実施し、幼児を対象として早期療育訓練を行っている。富山県リハビリテーション病院・こども支援センター及び高岡市きずな子ども発達支援センターでは、主として未就学の心身障害児の相談から診断、治療、訓練にいたる一貫した機能の下に、その障害に応じた療育を総合的に行い、心身障害児の早期発見、早期治療を図っている。

令和6年度4月1日に、福祉型児童発達支援センターと医療型児童発達支援センターが一元化され、障害種別にかかわらず支援を受けられるようになった。

令和6年度実施状況

施設名	管理運営	定員	所在地	開設年月日
富山市恵光学園	(福) 富山市桜谷福祉会	36	富山市石坂新950-1	S48. 4. 1
児童発達支援センターつくし学園	(福) 魚津市社会福祉協議会	24	魚津市大海寺野1377	R6. 6. 1
わらび学園	(福) わらび学園	30	南砺市福野87-8	H30. 4. 1
高岡市きずな 子ども発達支援センター	高岡市	30	高岡市江尻279	H11. 6. 1
富山県リハビリテーション病院・ こども支援センター	(福) 富山県社会福祉総合 センター	30	富山市下飯野36	S59. 10. 1

(2) 在宅心身障害児(者)施策

① 共同生活援助事業所(法第5条の17)

地域の中にある障害者グループホーム(共同生活を営む障害者に対し、主として夜間において、入浴、排せつ、食事の介護等の生活援助体制を整えた住居)で日常生活における援助等を行うことにより、障害者の自立生活の助長を図る。

② 知的障害者相談員の設置 [実施 昭43. 4. 1(県単) 平24からは市町村へ事務を移譲]

主として在宅の知的障害児(者)の更生援護に関し、本人又はその保護者等からの相談に応じ、必要な指示、助言を行うとともに、関係機関への連絡や調査を主たる業務とし、併せて地域社会の福祉の高揚に努めるなど、知的障害者福祉の増進を目的として委嘱している。

なお、事務移譲により、平成24年度から市町村長が委嘱している。(富山市設置分は平成8年から富山市長が委嘱。)

知的障害者相談員の設置状況(令和7年4月1日現在) (単位:人)

富山市	15	滑川市	2	南砺市	4	立山町	2
高岡市	9	黒部市	2	射水市	6	入善町	2
魚津市	2	砺波市	2	舟橋村	1	朝日町	1
氷見市	2	小矢部市	2	上市町	2	計	54

③ 療育手帳の交付 [実施 昭49. 4. 1～]

知的障害者に対して一貫した指導相談を行うとともに、各種サービスを利用しやすくする目的のもとに知的障害と判定された者に療育手帳を交付している。

④ 愛のコミュニティバンク普及事業 [実施 昭56. 4. 1～ (県1/2 実施主体1/2)]

知的障害児(者)を介護している保護者が疾病、冠婚葬祭、公的行事等の理由により、その者の介護が一時的に困難となった場合にあらかじめ登録された知的障害児(者)の保護者、家庭援護ヘルパー等がその間保護者に代わって介護に当たり、もって知的障害児(者)福祉の増進に資することを目的とする。

- ・実施主体 一般社団法人富山県手をつなぐ育成会

令和6年度実施状況

保護児(者)数	保護日数
26人	37日

⑤ 在宅障害児家庭療育研修事業 [実施 昭59～ (県単)]

障害児が自立や将来について希望を持って暮らせる地域社会を実現するために行われる障害児をもつ親の研修等の活動を支援する事業。

- ・実施主体 一般社団法人富山県手をつなぐ育成会
- ・令和6年度実施状況 9回

⑥ 在宅重症心身障害児(者)訪問診査事業 [実施 平5～ (県単)]

在宅の重症心身障害児(者)のいる家庭を訪問し、必要な指導を行う。

令和6年度実施状況

事業名	在宅重症心身障害児(者)訪問診査事業 (富山県重症心身障害児(者)を守る会に委託)
メンバー構成	医師1名、看護師1名、指導員1～2名
訪問回数	※令和6年度は実施なし
指導件数	※令和6年度は実施なし

3 経済援護

(1) 特別障害者手当 [実施 昭61. 4. 1～(国3/4 県又は市1/4)]

在宅の重度障害者に対する福祉の措置の一環として、昭和61年4月に創設されたもので、重度の障害によって生ずる特別な負担の軽減の一助として特別障害者手当等が支給されている。

① 実施主体 県及び市

② 支給要件

ア 特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障害者で、福祉事務所長又は市長の認定を受けたもの

イ 障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の障害児で、福祉事務所長又は市長の認定を受けたもの

ウ 経過的福祉手当

昭和61年3月31日において20歳以上の従前の福祉手当受給者で、特別障害者手当又は障害基礎年金の支給を受けることができないもの

③ 支給額

令和7年4月現在支給月額

特別障害者手当	障害児福祉手当	経過的福祉手当
29,590円	16,100円	16,100円

④ 支給月

2月、5月、8月、11月

⑤ 令和6年度(令和7年3月31日現在)受給状況

(単位:人)

	県福祉事務所(町村分)	市福祉事務所	計
特別障害者手当	53	774	827
障害児福祉手当	16	348	364
経過的福祉手当	1	8	9

(2) 重度心身障害者等医療費公費負担 [実施 昭49.10～(県1/2 市町村1/2)]

重度心身障害者等で長期にわたり介護が必要な場合、本人及び家族には様々な負担が伴う。特に、これらの人々の医療費は家庭経済に非常に大きな影響を与えているので、その軽減を図るため、医療費の公的負担を実施している。

① 実施主体 市町村

② 対象者

ア 65歳未満で、

(ア) 身体障害者手帳の障害程度が1級又は2級の方

(イ) 療育手帳の障害程度がAの方

(ウ) 精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方

イ 65歳以上70歳未満で、

(ア) 身体障害者手帳の交付を受けた方

(イ) 療育手帳の交付を受けた方又は知的障害者と判定された方

(ウ) 引き続き3か月以上ねたきりの状態で、食事、入浴、排便等に常時介護を要すると市町村長が認定した方

ウ 高齢者医療確保法第50条第1項第2号に該当する方

エ 75歳以上で、高齢者医療確保法施行令別表に定める程度の障害の状態にあると市町村長が認定した方

※ア (ア) (イ) 障害福祉課所管

ア (ウ) 健康課所管

イ～エ 高齢福祉課所管

※65歳以上の方は、障害程度によって一部自己負担がある。

③ 所得制限

世帯の合計所得金額が1,000万円未満であること

④ 令和6年度実施状況(対象者アの分)

助成対象者数	助成件数	県補助交付額
6,795人	155,417件	548,140,000円

4 心身障害者扶養共済制度 [実施 昭45. 4. 1～(県単 一部国庫補助 国1/2)]

心身障害者の保護者の死亡又は著しい障害を有する状態となった後の心身障害者に年金を支給することを目的として設けられているもので、保護者が生存中に一定の掛金を納めることになっている。

(1) 加入者の資格

- ・ 県内に住所を有すること
- ・ 65歳未満であること
- ・ 特別の疾病又は障害を有せず、知事が適当と認めた者であること
- ・ 次のいずれかに該当する障害者の保護者であること（ただし、いずれも障害者が将来独立自活することが困難であると認められること）
 - ・ 知的障害者
 - ・ 身体障害者障害程度等級表の1～3級に該当する障害を有する者
 - ・ 障害が上記2項と同程度と知事が認めた者

(2) 掛金の額及び減免の特例

① 掛金

加入限度は心身障害者1人につき2口までとし、掛金の額（月額）は下表の「平成20年4月～」欄のとおりである。

また、掛金は加入時又は口数追加時の年齢により固定し、2口加入者は加入時と口数追加時の掛金額の合計額を納付することとなる。

なお、平成7年12月31日までの加入者の掛金については下表のとおり段階的に引き上げられた。

(単位：円)

加入（口数追加）時の年齢	平成8年1月～9年3月	平成9年4月～10年3月	平成10年4月～20年3月	平成20年4月～
35歳未満の者	2,100	2,800	3,500	9,300
35歳～40歳未満の者	2,800	3,700	4,500	11,400
40歳～45歳未満の者	3,800	4,900	6,000	14,300
45歳～50歳未満の者	4,600	6,000	7,400	17,300
50歳～55歳未満の者	5,700	7,300	8,900	18,800
55歳～60歳未満の者	7,200	9,000	10,800	20,700
60歳～65歳未満の者	9,000	11,200	13,300	23,300

② 減免率

	1口目	2口目
生活保護世帯	10/10	1/2
市町村民税非課税世帯	1/2	1/4

(3) 年金等

① 年金

加入者が死亡又は著しい障害を有する状態となった時に、1口につき月額20,000円の年金が障害者に対して終身支給される。

② 弔慰金

1年以上加入した後、加入者の生存中に障害者が死亡したときに加入期間に応じて1口につき下表の弔慰金が支給される。

		金額（1口あたり）		
		平成19年度以前加入		平成20年度以降加入
		障害者死亡日		
		平成19年度以前	平成20年度以降	
加入期間	1年以上5年未満	20,000円	30,000円	50,000円
	5年以上20年未満	50,000円	75,000円	125,000円
	20年以上	100,000円	150,000円	250,000円

③ 脱退一時金

5年以上加入して脱退した加入者に加入期間に応じて1口につき下表の脱退一時金が支給される。

		金額（1口あたり）		
		平成19年度以前加入		平成20年度以降加入
		脱退日		
		平成19年度以前	平成20年度以降	
加入期間	5年以上10年未満	30,000円	45,000円	75,000円
	10年以上20年未満	50,000円	75,000円	125,000円
	20年以上	100,000円	150,000円	250,000円

(4) 令和6年度の状況

① 加入者及び年金受給者の状況

(令和6年度末現在)

加 入 口 数	年金受給者数		
	1口分	2口分	計
	551口（内掛金免除口数 404口）	493人	113人

② 保険料、特別調整費及び年金等支給状況

(単位：千円)

保 険 料			特別調整費 (機構への納付額)	年金等支給額			
歳入 調定額	減免額 (県負担分)	計 (機構への納付額)		年 金	弔慰金	脱 退 一時金	計
23,965	442	24,407	117,376	178,120	575	0	178,695

5 家庭環境の向上

在宅重度障害者住宅改善 [実施 昭49. 4. 1～(県単(県1/2 市町村1/2))]

在宅の重度障害者のために既存の住宅を改善し、日常生活を容易にすることを目的として、市町村が行う住宅改善事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付している。

身体障害者のみを対象としていたが、平成16年10月から新たに重度の知的障害者を対象に加えた。

令和6年度実施状況

	高岡市	魚津市	氷見市	滑川市	黒部市	砺波市	小矢部市	南砺市	射水市	舟橋村	上市町	立山町	入善町	朝日町	計
件数	3	1	4	1	0	2	0	0	3	0	0	0	1	0	15

※富山市は平成8年度より市単独で実施。